ISSN 0911-6060

国民と森林

1999年・春季
第 68 号



国民森林会議



森林の担い手対策を急げ

黒澤丈夫

私達は既に永く森林が人類の為に果している公益を説き、国民の活力ある森林の創設維持への協力を訴えて来たが、森林の重要性を理解する人は増加したものの、活力ある森林の創設維持に具体的に労力や資金を負担しようとする人は未だ極めて少ない。

そんな中で、従来から森林を護って来た山村では、若者の村外流出、少子化によって過疎化高齢化が急で、森林を護る労務の提供者が激減し、遠からず山村集落が崩壊して全く労務者が居なくなる日が来ると憂慮されている。

私は昭和四十年六月に村長就任以来終始この事を憂えて山村振興運動に挺身して来たが、若者の心を山村に引き付けて、山村の若い定住者を増加せしめ得なかった。

その原因は奈辺にあるか?。

私は夙に、この課題と取り組んで苦悶して来たが、それは苗木を植栽して手入れをし、木材を生産する事業が、材価の低迷によって産業として成り立たなくなったことと、自由労働者として働く林業労務の提供者が、我が国の今の年金制度の中では国民年金以外には加入出来なくて、厚生年金に比して著るしく不利で、老後が充分に保障されていないことに在ると断定するようになった。

事実私自身が山林を所有し、植林して比較的手入を続けている方だと自任するが、杉を伐出販売しても諸経費を差引くと手取り金は極めて少額で到底苗木代等々今までに投下した資金は回収出来ない。製品を販売して得た収入で再生産が出来ないのだ。それが今の日本の造林事業なのである。

林業労働者の老後の保障はどうか。

我が国の山林は中小規模の所有者が所有し、多くの場合は農林家だ。だから自家労力や隣家との協力で森林を育成しているから雇用関係が成立しない。従って年金制度の中では国民年金と言うことになる。所が国民年金だけでは年金額が極めて少なくて厚生年金受給者との間には雲泥の差がある。

四年程前、我が村の七十歳以上の住民について年金額を調査した事があるが、住民の多くが農林業者であった為に、年金の年額が四十万円以下（国民年金、福祉年金）の人が極めて多かったのである。

これで老後の生活が出来るであろうか。

こんな老後を迎える業界に、年金制度を学んだ若者が参入するとは思えない。

それなのに農政林政が、これ等の対策を充分に講じることなく、後継者の育成とか中山間地域への定住者増加を謳っているのは、絵空事のように思えてならないのである。

人類の森林に求めるものは昨今大きく変ろうとしている。物質文明の進行が森林に、その果している公益を期待する所が急速に増大しているからである。

今や人類は森林に木材や特殊林産物を求めるよりも、その果す公益に期待する所の方が大きくなった事を悟らなければならない。

人類の生存そのものに無くてはならない酸素や水を求める為に炭素を固定し酸素を放出したり、水源を涵養する機能量に大きく依存しなければならない事が明となったからだ。

この様な事柄は、我々国民森林会議に属するメンバーや山村自治に携さわる者には説く必要の無い所であるが、我々が説き続けて理解が多少進みつつあるにも拘らず、具体的には森林を活力ある姿で維持存続させる労務の担い手対策が一向に進まず、山村の過疎化が止まず山村地域社会が崩壊に向っているから、

あえて具体的に林政が今直に実行すべき施策を掲げて警鐘を打たざるを得ないのである。

こう訴えると、或いは一部の人から、そんな心配は無い、現に農政は中山間地域の農業者に対する直接保障の審議を始めたし、国土保全政策が平成十年度から実現して普通交付税を農地森林面積を加味して配る道を開いたではないかと窘められるかも知れない。

然し、私はそれでも尚訴えなければならないのである。

農政に於ける直接保障政策が縦割り行政を超えて林業者に迄保障政策を拡げ得るか、保障そのものが、若者を山村に定住させるに有効なものと成し得るか、今尚積極的に動いて居ない林政が早く動なくては機を逸するではないかとの憂があるし、農林業者対策を実効果の挙がるものとする為には、国土保全政策による普通交付税の配分を更に大幅に求める声が高いのに、現下の国政は都市重視の方向に傾いていて、中山間地域の声が真に理解され実行される見込が乏しい事への悩みがある。

今全国町村会長の職に在る私の所へは、資金を送って、農林業が果している役割と農林業社会が崩壊寸前の所に追い込まれている現状を都会に向って積極的に訴えよとの提案等が国土の約七割を占める農林業地域から、切々と聴えてくる。

だがそれを実行する資金集めは中々の難事で困っている。

読者諸賢、農林業は国家の為に不必要な産業なのでしょうか。

人口の少ない農林業地域は国民の為に益の無い存在なのでしょうか。

我が国政は其所から改めて考え直して貰う必要があるのではないでしょうか。

（群馬県上野村長）

目　次

季刊　国民と森林



No.68　1999年春季号

巻頭論文
森林の担い手対策を急げ　黒澤　丈夫 …… 2
森林とは何なのか　北村　昌美 …… 4
〈提言案〉森林を守る都市社会の創造をめざして　内山　節 …… 8
東京都の水道水源林　堀越　弘司 …… 14
公開講座の記録 …… 16
舞岡谷戸公園を作った15年　小林　哲子
森林ボランティアの歩みと課題　亘　信夫
国民森林会議第17回総会議案 …… 24
1998年度決算
1999年度予算
八ヶ岳自然と森の学校（99年度の開校案内）… 31
切り抜き森林・林政ジャーナル …… 35
アトランダム雑誌切抜き …… 38
伸びた〝地球環境予算〟中身の検証が必要 … 41

表紙の言葉

夕紅（ゆうくれない）　東山魁夷

青い色調の多い私の作品に異変が生じた。
紅に染まった夕空の下、遅しく地上から湧き立つような菩提樹並木の力強い生命感。
太陽はすでに地平線に沈み、夜の帳（とばり）がもうすぐ下りる頃、一瞬の余光が輝いて見えた。
私はその時、無心になって絵筆を走らせていたことを覚えている

目次題字　隅谷三喜男

森林とは何なのか
―はかり知れぬ奥行きの深さ―

北村昌美
（山形大学名誉教授）

一、はじめに

森林植物学や森林生態学の立場であれば、森林の概念を比較的厳密に定めることが可能かもしれない。また、森林法などの法律の立場からは、無理にでも森林を定義しておくことが必要であろう。

しかし、ひとたびそこに人間との関係が加わると、もはや森林の概念を一義的に定めることはできない。しかも、ある時点で概念を明確にできたように思っても、たちまち森林の持つ奥行きの深さに方向を見失って、「森林とはいったい何だろうか」という、根本的な疑問にたち戻らされるのである。

こういう命題に取り組んでみて、かりに相当の成果をあげ得たとしても、おそらく森林の全貌のほんの一端を明らかにできた程度のことであろう。しかし今回のシリーズの最終稿としては、どうしてもこの命題を取り上げねばならない。挫折を覚悟した上での挑戦なのである。

二、双葉山の強さ

前回は寄生虫の話を持ち出して、あるいは読者のひんしゅくを買ったかもしれないが、こりもせず今回の話題は一見森林とは無関係な双葉山から始まる。双葉山といっても、おそらく多くの人には通じないであろう。まして実際に双葉山の土俵を見た人など、この雑誌の読者の中でもごく少数にちがいない。ともかくこの力士は、六十九連勝という偉業をなしとげた不世出の大横綱なのである。おそらく、相撲史上最強の力士と位置づけてしかるべきであろう。

双葉山という力士は、段違いの力で相手を圧倒するのではなく、いつも相手より少しだけ強いのだという。対戦する側からいえば、どんなに力を振り絞ってみても、双葉山は常にそれを上回る強さなのである。たいしたこともないように見えながら、実はこれほど底知れぬ強さはない。おそらく対戦する力士は恐怖に身がすくんだであろう。森林の存在の意義や人間にとっての価値を、これになぞらえるのは少々無理かもしれない。しかし無限の大きさや深みという点で、つい両者を並べてみたくなるのである。

前回すでに触れたとおり、これまでほとんど知られることのなかった森林の価値が、最近になって次々と見出されている。ことに顕著なのは森林の文化的意義であろう。しかも、もうこれで出尽くしたと思っても、その奥にはまだまだ未知のものが残されている。それらがいつも手の届きそうなところにあって、いざ手にとってみればまだその先に新しいものがある、というのが実感である。双葉山をひきあいに出したのは、こういう性格に共通点を見出したからにほかならない。

実は、森林にさらによく似た存在が人間そのものなのである。人間の存在の意義や、社会に対する価値を見極めることは、いかなる場合でも不可能に近い。かりにその価値をおしはかる

ことができたとしても、おそらくほんの一部をかいま見た程度のことであろう。人々は互いに、自分にとって必要とする側面だけに着眼して、つきあったり行動したりしているのである。ある人間の存在の真の意味を知る人は、本人をはじめどこにもいないにちがいない。

ひところ森林の各種の機能を、金銭的な価値におきかえようと試みられたことがある。試みというよりは、社会経済的な視点からの真剣な研究の成果でもあったし、現在もなおそういった表現が捨てさられたわけではない。たしかに金銭的な表現は人々の関心を呼びやすいし、ある機能に少なくともこれだけの価値があるという説明には、抽象的な解説よりはるかに説得力がある。

しかし、この数値を目にした人々は、おそらくその金額以上の森林の価値を認めようとはしないであろう。まして、種々の機能が複合して、全体の総計を上回る価値が生まれることや、金銭ではまったく計ることのできぬ意義があることまでは思いも及ばない。何よりも、森林の価値を有限の数値で表現しようという発想に無理があるというべきであろう。やはり参考にすべきは、無限の可能性を秘めた双葉山の強さである。

三、森林経営の誕生

限りなく奥深く、しかも多様な森林の意義を、木材生産とそれを通じての経済的な成果という、ごく狭い範囲に限定してしまったのはいったい何者なのか。そしていつごろのことなのか。これについては筆者もいろいろな機会に触れてはきたが、やはりここでもう一度繰り返しておく必要があろう。

森林という存在が、人間にとってはじめから恩恵の源として意識されていたわけではない。それどころか、はじめはただただ恐ろしい存在だったと思われる。その思いがやがて畏れに変わり、自然宗教を生むことにもなった。しかし、森林をそのように感じたとしても、当初は価値のあるもの、まして経済的に貢献してくれるものとはみなしていなかったにちがいない。

人間にしても、つき合ってみるまでは良い人かそうでないかの区別がつかない。頼られたり頼ったりするのは、互いに気心がわかってからのことである。森林の場合も同様で、価値を見出し、しかも経営の対象として、経済的な成果まで生み出そうとしたのは、はるか後の十七世紀以降のことであった。

十七世紀のヨーロッパは、悪天候に見舞われ、戦争の頻発した苦難の時代だったといわれる。その時代を生きたのが啓蒙主義の父と呼ばれるデカルトであった。

ここからの記述は、ロバート・P・ハリスン著、金利光訳の『森の記憶―ヨーロッパ文明の影―』によっている。デカルトがその著書『方法序説』で展開した思想のなかで最も興味深いのは、科学に力を与え、それを数学的方法に従って応用すれば、人間は〈自然を統御し所有することができる〉と考えた点だという。その夢を実現する方法のひとつが、十八世紀後半から十九世紀に始まった森林経営なのである。それ以来森林は新しい科学の対象となった。当然の帰結として、現代の森林経営は森林を純然たる〈物〉の地位、すなわち木材の地位にまでおとしめたのである。

ハリスンがここで鋭く指摘したいるように、デカルト以来森林と人間の関係は明らかに一変した。いかなる種類の関係も「有用性」という判断から逃れることができず、有用でないものには価値が認められなくなったのである。しかも、価格の高さが有用性の尺度であったと考えられる。そういう偏った状態は、ごく最近まで、すなわち森林の公益的機能に人々の目が向けられるまで続いた。林業といえば、木材を生産して金銭的な収入をあげる事業以外のなにものでもなかったのである。

森林の公益的機能が重視されるようになって、一見金銭という尺度から解放されたように見受けられる。しかし、依然として判断の根拠になるのは森林の有用性である。ある場合には森林のもたらす恩恵といい、ある場合には森林の効用ともいう。しかしたえずちらついているのは金銭的感覚である。まるでそのことを裏づけるかのように、公益的機能の価値を金額で表現しようという試みが繰り返されてきた。有用性というものの呪縛がいかに強烈であるかを、あらためて思い知らされるし、同時に金銭的な感覚の根強さをも痛感せずにおれない。

四、林業の再編

われわれが今対面している森林は、もはやもとの姿ではない。有用性という眼鏡を通してしか、われわれはそれを見ることができないのである。一度眼鏡を外して森林と対面することはできないものだろうか。そのために、森林と人間の交流が始まった当初の状態までさかのぼることは無理としても、日本では少なくとも明治以前の状態を考えてみる必要があろう。当時はまだ、デカルトの言うような自然支配の思想に染まってはいなかったはずである。

もちろんわが国の江戸時代にも林業経営の思想はあったし、人工造林の技術も進んではいた。しかし自然と人間との間に、利害を超えた緊密な関係が、まだかなり残されていたと考えられる。とはいうものの、自然と人間の関係を律する普遍的な理念や哲学がすでに存在していたとも思えない。

そういう状態だからこそ、明治の日本は、西欧と同様にデカルトの思想を受け入れやすかったのであろう。こうして西欧では十八世紀のころに、日本では西欧の科学思想を導入した明治時代に、経済一辺倒ともいうべき林業の体系が成立した。その結果、従来の森林と人間の関係は、デカルトの思想によって崩壊してしまったのである。

今になって人々はそのことに気づき、森林と人間の関係を、何とかしてかつての望ましい状態に戻そうとしている。しかし、有用性を判断の基準とした従来の林業の概念のままで、そのことは可能であろうか。おそらく現代の林業が有用性や効率性と訣別しないかぎり、森林と人間の旧交の回復は困難であろう。無理にそれらを捨てようとすれば、林業の基盤としての経済性をまったく捨てようとは言えないにしても、有用性や効率性を超越した、森林の無限の価値に救いを求めるべきであろう。したがって、頼りにすべき第一の柱は、経済ではなく哲学なのである。

こういう主張をしても、もちろん筆者が哲学を充分理解してのことではない。しかしここでそれ以外の言葉を用いようとしても、適切なものが見当たらない。たいていの場合、筆者は哲学という気恥ずかしい言葉の代わりに「理念」で間に合わせるが、ここではあまり適切とも思えないからである。とはいえ、デカルトの哲学が林業を今日の悲惨な状態に追い込むだけの力を発揮したのだから、この状態を真に救うことができるのもまた哲学にちがいない。しかもそれは哲学以外にないとさえ言えるのではなかろうか。

もちろん責任を哲学に転嫁しようという意図はない。むしろ本心はその逆で、多かれ少なかれ森林に関わっているわれわれが、今こそ真剣に森林の意義を考え、未来への展望を開かねばならぬ、という決意を表してもいるのである。

五、森林哲学の展開

心強いことに、すでに多くの人が森林哲学の樹立を試みている。それらを総括することができれば、今回のシリーズ執筆の責めは果たせるのかもしれない。しかし、それは容易ならぬ作業であると同時に、むしろ方法としては安易ともいえるであろう。そこで、最近感銘を受けた図書の一部を紹介することによって、筆者の意のあるところをも、同時に推察してもらうこととしたい。

前掲の『森の記憶』の原題は、その副題が示すように「森、(ヨーロッパ)文明の影」である。原題のどこをさがしても「記憶」という言葉は見当たらない。おそらく日本語の表題は訳者の創作であろう。しかしこの表題ほど本書の内容を適確に表現しているものはない。

森には文化や文明が投影し記憶されている。その記憶は、現存する森林ばかりでなく、周辺地域の遠い歴史にまでさかのぼる。したがって、森林の喪失は単に生態系としての存在を失うにとどまらない。そこに記憶された文化や文明の歴史まで喪失してしまうのである。ここでまたわれわれは、森林と人間の共通性・類似性を痛感せずにおれない。

『森の記憶』によれば、かつてローマが各地の森林を次々と破壊していったために、それまで森林によって保護されていた、それぞれの地域の独自の文化が失われた。その結果、征服さ

れた地域全体が、ほとんど均質ともいえる世界に変わったという。今日、中東、北アフリカなどを旅行すると、驚くほど似た町に出くわすのはそのためなのである。森林の存在の意義、その影響の大きさをあらためて思わずにはおれない。明治以降のわが国における森林施業の画一化の影響も、文化と文明の歴史という観点から一度見直してみることが必要であろう。

ところで、保健休養機能や文化的機能のゆえに森林を見直すべきだと説く人が、わが国でもかなり増えてはきたが、もともとの林業の意義や本質に迫ることは、むしろ避けられてさえいた。本来森林にとっては林業こそ必須の考察対象だったはずなのに、これではいつまでたっても林業の将来への展望は開けない。

この課題敢然と取り組んだのが、林雄の『森の心・森の智恵』である。林業といえば、従来は森林を対象とした苛酷な肉体労働の集大成とみなされてきた。しかし同書で林業は、「人間の知性を集約した営みの中で、肉体労働の成果が森林や木材の中に刻み込まれていく」とか、「得体される森の智恵の集大成の営み」と表現されている。従来の経営の概念のもとでは、救いようのない生産業と位置づけられていた林業であるが、こういう論理のもとに新しい展望が開けることは間違いない。もちろんそれを支えるのは、森林の持つ無限の可能性である。

六、おわりに

「森林とは何なのか」という命題を掲げておきながら、結局その命題の周辺をさまようだけにとどまった。しかしこれはむしろうれしい挫折といえるかもしれない。近づけば近づくほど、森林の奥行きの深さを実感させられたというのが実感だからである。森林を理解し尽くすことは不可能に近いとしても、少しずつ明らかにしていくことはできるにちがいない。そうして得られる成果を、今後の楽しみとしておきたい。

さらに楽しみなのは、森林に対しても、林業に対しても、しだいに人々の理解が深まっていくことである。しかし、その理解が観念的な範囲にとどまっているようでは、森林にも林業にもあまり幸せをもたらすとは思えない。森林と人々の交流の復活こそ幸せへの鍵なのである。その際のキーワードのひとつとして「風景」があることを、ここでもう一度繰り返しておくこととしたい。

シンポにあわせてイベント

仙台 蕃山21の会

国民森林会議では、4月18日に仙台市で開かれる「里山を語り合うシンポジウム」を、「蕃山21の会」と共催します（案内13ページ）。

これを機会に「蕃山21の会」では、次の要領で〝春を歩き、竹炭づくりを体験〟する行事を行うことになり、参加者を募集中。

≪春を歩く≫

4月17日　12時から、錦が丘―動物専用ずい道―錦が丘―西風蕃山―大梅寺
竹炭窯明けや郷六御殿での抹茶
17時から九州芸術工科大学重松敏則教授を囲み竹酒・山菜で懇談会
（懇談会費三五〇〇円）先着50名
集合場所は申し込みの際確認ください。

≪竹炭づくり≫

4月16日　仙台市青葉区茂庭綱木　大梅寺
10時　竹切り・火入れ・火止め
（翌日窯開け）15時30分終了
先着20名

申し込み先　〒九八一―八〇〇三
仙台市泉区南光台二―四〇―三
蕃山21の会　高橋

いずれも申し込みは3月末日まで。
シンポジウム参加者を優先。

森林を守る都市社会の創造をめざして（第二次草案）

主査　内山　節
（国民森林会議提言委員会）

はじめに

戦後、日本は造林に努めてきたが、これは経営の隆盛がなければ、また山村を拠点とした林内労働がなければ、森林の良好で持続可能な管理はできないという性質のものであった。その経営が社会経済の激変の中で経済的に破綻した今日、森林は、良好な管理と再生のために、都市市民の参加を含めてた新しい取り組みを必要とするまでになっている。

本年度は、「都市市民の参加」を進めるための都市社会のありように焦点をあてた提言をする。そのためには、これからの森林と人間の関わり方を、経済成長や生産構造の問題にも踏み込んだ社会経済の見通しに裏付けられた中長期展望と結びつけて展開することが必要である。

I　右肩上がりの経済成長の終焉とNPOの発展

化学物質や化石エネルギーを多用する大量生産の生産構造と、拡大し続ける市場とは、相互に関連しながら一体となって巨大な経済成長をもたらした。前二者と、後者の、利潤を目的として実現される経済成長とは、戦後という時代を構成してきた物質トライアングルと言えるだろう。現在、この経済成長について、少なくともこれまでのような右肩上がりの成長は限界に達し、経済社会に転機が訪れていると言われている。ここでは、敢えて論証しないが、確かにこの一〇年余にわたるドラスティックな経済状況の根底には、さまざまな要因が絡んでいるとしても、一貫して過剰生産傾向の存在を読み取ることが出来るし、しかもそれが非常に頑固なものに変わってきていることが見てとれる。

そのことと併せて指摘しておきたいのは、最近の世論調査で示された国民意識の変化である。すなわち、今最も関心高いのは、景気や雇用の問題ではなく環境の問題であり、しかも七割の人が環境をよくするには「経済や社会の仕組みを思い切って変える必要がある」と考えていることである。時代の変化を物語るもう一つの予兆として注意したい。

経済成長の限界は、環境条件からももたらされつつある。CO_2などの削減、あるいは処分場の立地困難などは、いずれも排出量や廃棄量の削減という形で生産構造の縮小、あるいは循環型社会への移行を求め、拡大系の大量生産や経済成長と矛盾するものとなる。また、環境ホルモンの問題は、FDAが五〇、〇〇〇物質について点検する方針を打ち出したことからも明らかなように、化学物質を見る目を遥かに厳しくして、pptでの監視を要求し、あるいは安全性を立証できるものや代替不可能なものについてだけ使用を認めるという方向に利用原則を変えつつある。

このように、右肩上がりの経済成長は内外両面の条件によって終焉を迎えつつあると見られるが、もしそうであるとすれば、その意味は重大で、それは体制上の変革をも予期させるものとなるだろう。経済成長の終焉ないし成熟化に伴って引き起こされる社会構造の変化としては、少なくとも次のことが予測可能である。

第一に、雇用力や物資供給力が企業から徐々に失われていくこと。その結果、人々は自衛手段をもつ必要に迫られ、道具、技術、農地などを必要とするようになる。

第二に、職場としてｎｐｏの占める割合が増大していくこと。ｎｐｏで働く人の数は、アメリカでは公務員の数を上回っている。日本では経済企画庁の委託調査で既に年間一五兆円以上の付加価値を生み出していると試算されているが、まだ組織的、財政的に基盤が弱いなどの問題をもつ。森林ｎｐｏは現状では成立が困難だが、後述するように、市民が森林での生活を広げ、またその森林管理が移管されるようになれば、成立可能である。

第三に、権利・権力関係が移行すること。企業の社会的地位は低下し、逆にｎｐｏのそれは高まっていく。活用の見込みのなくなった遊林地や施設などは、その利用権が有意な他の個人や団体に移転される。大企業を中心に組み立てられてきた価格体系も変わり、廃棄物処理コストは価格に転嫁されて、多くの商品が市場から姿を消し、逆にその分環境コストの少ない商品の取引が活発になると予想される。

第四に、要求と需要の区別が薄くなること。これまでは、購買力の裏付けがなければ実現できなかった要求が、ＧＮＰが自給経済を計量できないのと逆の理屈で、あるいは家族の中に経済尺度が働かないのと同じ理屈で、相互が共生的関係で結ばれていればいるほど、実現しやすくなる。また、地域自立型の経済により、コストの内部化が図りやすくなり、その面でも経済的合理性とは別の原則が働きやすくなる。

第五に、需要ないし欲求そのものが変化し、文化が変容すること。自然の資源化と自然の自然としての保全とを両立させることが最大のテーマになる中で、人間の「内なる自然」も含めて、自然との関係が見直され、商品経済の一般化の中で身につけてきた自然に対する所有・支配の態度が改められ、自然が本来の野生や多様性を発揮できるような状態に管理を止めることを旨とした、放任、非支配が大切になる。

第六に、金融機関の改廃ないしはｎｐｏ支援機関への転化。収益性を旨とした既存の金融システムに代わり、ｎｐｏのために情報、信用、物資と技術を提供する支援システムが必要になる。

第七に、自由市場主義に縛られる必要も度合いも薄くなること。自由市場の下では競争力のある部門は大きな市場を獲得するとしても、競争力のない部門は輸入に押され、市場を失って、その結果国内自給の可能な資源さえも輸入するような関係におかれるが、経済成長が終焉すれば、このような関係から自らを解放する条件が生まれる。

第八に、地域展開型経済が進むこと。ソフトエネルギー、天然素材の利用の拡大は、都市的地域よりも非都市的地域の可能性を高めることになり、各種の生産が地方に展開する条件が開けて、人口も移動すると考えられる。また、この結果、地域経済の自立と個人の多能化が進むと考えられる。従来、大工業の形で行われてきた産業分野で企業の改廃が進み、公有企業やｎｐｏの地域ネットを軸に再編されるものが出てくる。製紙も、需要は拡大するものの、その移管と再編が迫られる。

第九に、地域自治が進展すること。環境はもともと地域の生活に密着したものであり、その保全・管理は本来自治を基盤になされるべきものと考えられる。意図や動機が別としても、環境の重要な要素である森林を扱う林政内部で、九〇年代に入って転換が進み、流域管理システムの導入、省庁別の資源管理に別れを告げる農林業経営の一体的管理、森林資源の社会化、公有化というように、森林の自治的分権管理の方向が志向されてきている。後述するように、今後森林ｎｐｏなどが流域・地域の森林管理委員会と相互に支え合いながら広く成立していけば、自治が進展するのに必要な、地域の資源管理の主体が確立していくと考えられる。

第十に、地域農業が変容すること。農業の市場主義的適応には限度がある。一方で、食味、安全性、栄養、環境といった要素から有機農業

が評価を高め、その需要が高まってきているが、専業農家を中心とした集約的経営では、とても多くの需要には応えられない。今後、生活の自衛や人口の農村部への再移動などから広がると考えられる、経営拡大を意図しない自家自給農や副業的色彩の強い兼業農家が、需要の高い有機農業分野への参入を広げ、また並行してその振興に欠かせない土づくりや地場流通を担う食農ｎｐｏが広がっていくことが考えられる。

以上述べてきた予測は、あくまで可能性として見えてくるものであって、自動的に進むものではなく、それがどこまで現実のものとなるかは、政治や法制度の対応、実践の進捗などによって規定されるものであることを断っておきたい。

Ⅱ　森林と都市市民の新しい関係をどう開くか

森林は都市市民も含めた新しい管理体系、利用体系を待っている。現在、都市市民の生活は森林から離れていて、森林に入るのは年間でも数日というのが大多数の実態であるが、都会の生活に行き詰まりを感じ、また山村に魅力を感じる人の数は増えている。その人々は、林業や採取・狩猟についての伝統的民俗文化や収穫保続の原則に興味をもち、自然の素材の中で営まれる生活のもつ懐の深さや可能性に関心を寄せ、今後を打開する鍵を期待しているのである。ところが、山村が文化を語る場合は、多くは都市的施設を話題にして、必ずしも山と暮らす中で育まれてきたそういう文化の総体について語ることをせず、それどころか、そういう伝統的文化が断絶して、今後の森林文化の再生に活かせないという危機さえ生じている。魅力のある森林づくりの進む場所も決して多くない。だから、自覚の高い、あるいは覚悟のできた人しか参加しないという状況がある。

したがって、都市市民の参加を促すには、まず身近な里山を魅力ある森林に再生していくこと、中でも保全・管理・利用を進める市民主体が育つこと、すなわち自身の参加がそこを魅力ある山に変え、生活空間として取り込むとともに、市民的コミュニケーションを広げたり、地場経済を改編したりする働きももつところの森林ボランティアや森林ｎｐｏが育ち、そこに委ねられるだけの力をもつことが必要であり、またそれを側面から援助するのに必要な法制度の改革や研修機会の充実、施設整備などが必要である。

森林とその空間がもつ利用可能性については、今後新しい「採取の目」をもって取り組み、科学的知見を蓄積していかねばならないが、本章案ではそれについて多く触れることはできず、森林の管理と利用の問題に絞って叙述することとした。

1　流域森林の現況調査と情報開示

流域森林の現況がどうなのか、航空写真などによる調査は勿論、下層の潅木や林床、土壌の踏査も重要になっている。また、調査をしたら、水土の保全など従来の項目に加えて、樹勢、自然度と多様性、野生生物の生息、ランドスケープ、新しい利用可能性などを加えた総合的評価をし、問題点も含めて市民に示すことが必要である。これまで調査がされても評価がきちんとされずにきたことが、保安林などの指定と施業実態との乖離、優れた林の社会的未評価など問題を広げてきた。魅力ある森林づくりのためには、まず前提として調査と評価が不可欠である。

2　予定保全量の算定と保安林情報の開示

域土の保全、保水など公益機能の保守、改善を考えた時、地質や林相にもよるが、まず大まかにどれだけの森林面積や蓄積を確保したらよいのかを計算し、その量を知らなければならない。それと現況の保全量との差を明確にし、そこから政策・施策を立案していくことが、今後の林政の基本になるはずである。現在、広葉樹など天然林育成の方向に施業の重点を移しつつあるが、予算の大半は林道や砂防工事などに費やされ、肝心の面の確保、整備の方には向かっていない状況がある。これを改め公益性の確保を進めることが、魅力ある森林づくりにもつながるはずである。

指定保安林の現況がどうなのか、どこが保全上緊急対策を必要としているか、開発や処分の計画はどうなのか、所有者の意志はどうなのか、ということも含めて、情報の積極的開示が必要である。

3　自給のための予定森林蓄積量の算定

自立型地域経済の進展と並行して、域内自給化に向けて、必要かつ適正な蓄積量（予定蓄積量）の算定が求められている。この実現も、魅力ある森林作りにとって欠かせない一部である。また、将来有機農業とリンクする予定林床利用量や野生生物保護のための林野面積なども計算されてよい量である。現在、森林計画の見直しの中で、一部に木材生産林面積の極端とも言える後退が生じ、しかもそれが自然を活かし市民的利用を図るべき里山と重なるという問題が出てきているが、予定蓄積量との関係で再検討する必要があるだろう。

4　所有権・利用権の分離と利用促進措置

所有者に良好な管理を促してもなかなか改善が得られない状況がある。そこで、良好な森林管理を目的として、改善が出来ないことの確認など一定の条件の下で、森林管理委員会が所有者から利用権を接収し、利用希望者に移し、同時に管理義務を負わせるような措置が必要になっている。また、逆に良好な管理ができている所では相続税・固定資産税を減免するような措置が必要になる。また、新たな利用権者が利用のために必要かつ適正なミーティングルームやトイレなどの施設を作る時に、市街化調整区域で建築が規制され、または施設ができることで雑種地となり、課税評価が高くなるなどの不利については改善される必要がある。また、国公有林、地方自治法上の一部事務組合林などでも、財政事情などから良好な管理が難しくなった所から、森林委員会の手に移管していくことが考えられてよい。このように森林の保全を目的に利用権を市民に解放していくことが、市民参加を広げる不可欠の条件である。所有形態の違いにかかわらず、森林は流域・地域を単位に、森林管理委員会の手で一元的に管理していくことが望ましい。

5　森林管理委員会に付与すべき権限

森林管理委員会には、一定の権限が付与されなければならないが、そのためには森林の総合的保全を目的とした森林基本法を制定し、その中に明記することが望まれる。その内容としては、調査・評価、計画策定、研修・研究、買入れ、契約締結、税の減免要請、違反者の告発、緊急保全措置などの執行に関する権限、及び直接的な管理や管理代行などの権限が考えられる。森林ｎｐｏや森林ボランティア、地元住民、林野労働者、林家、建築・木工・農業・水道など利用系、各分野の専門家、行政担当者等によって構成される。

6　里山を中心とした市民参加の森林管理の内容

これまでのボランティア参加の中では、あらかじめ決められた管理施業計画の実現のための補助という性格が強かったが、これからは主体として位置付け、調査や評価に係わり、学習を進め、計画の策定と実現に積極的に関与できるようにしていくことが必要である。

市民参加の森林管理としては、里山の生物多様性の復元と利用の多元化を中心にその内容を構想していくことが適当である。鬱閉を防いで光を入れ、笹や樫による占拠を防ぎながら、植生の多様性を確保し、また更新を図っていくことで利用多元化の基礎を開くことができる。具体的には、都市のランドスケープに欠かせない二次的自然の維持、市民の庭林としての活用、山菜や薬草の採取など伝統文化の維持継承、農業（特に土づくり）や養鶏との結合、植木生産や緑化基地としての活用、炭焼き、家づくりや家具づくりとの結合、草木染めや寄木細工など工芸との結合、野生生物（特に鹿や猛禽類）の保護区の設定などが考えられる。

7　奥山と大都市の関係をどう結ぶか

人里から離れていて、その利用に困難がともなう奥山は、気象条件が一般に厳しい高山でもあるために、人手が入らない方が自然が保たれるという性格をもつ。したがって、その利用には一定の制限を設けなければならない。日本アルプスや八ヶ岳などでは、山小屋の物資運搬車や登山者の踏圧で登山道周辺の植生が後退しつつある。そういう過剰利用の見られる所は、利用を規制しなければならない。また、丹沢など大気汚染の影響も懸念される地域では、これ以上打撃を与えないように道路計画などを見直す必要がある。

拡大造林で過度に広げた人工林を中心に、自

然に帰す必要があるが、そのためには放置ではなく、間伐などをして林床に光を入れ、林地の安定と植生の回復を図る必要がある。また、食害が問題になっている鹿などは、緊急対策としての頭数制限だけでなく、山麓に保護区を設定し、緑の回廊で群間の交わりを保つなど、保護誘導を図る必要がある。

都市部では今後、新しい居住観・健康観に基づいて、人間の「内なる自然」に適った自然素材を多用した空間づくりが大切になると考えられる。そこでは、製材所や山元で自分の目で確かめた良材を使い、建築家や大工と何度も相談をしながら、しっかりした家づくりをするという形が志向される。その需要に応えるためには、市場原理とは別の形で、森林管理委員会や地域自立型の森林ｎｐｏなどによって奥山と利用側をつなぐ形を整えていかなくてはならない。そのための方法として、あらかじめ一定の日数を超えて山林労働に参加し、または管理費用を払うことを条件にして将来の施主資格を募るのもよい。

都市の廃棄物が道路の整備により奥山まで持ち込まれ、水源汚染などを招く事例が出てきている。都市と山村の関係を整えていくには、これらマテリアルフローの静脈部分にも視野を広げて、立地規制などを進めることが必要である。

過疎化が進む山村の奥山の保全費用については、前述のように都市―山村間に創り出した天然素材の利用系から捻出することのほか、下流の大都市部の水道料金や電力料金の還流を拡大し、また余暇を山村の別荘などで過ごすようになった人々がその住民税を山村に払えるようにするなど、制度改革をともなう財源措置が必要になっている。

8　林業ボランティアについて

近年、林業ボランティアとか森林ボランティアとか呼ばれる形で、都市市民層が奥山の林内労働に参加するようになってきた。地元の負担が増して「お荷物」になっている事例も多いが、中には若くしてセミプロ化し、専門的知識に裏付けられた独自の施業を志す者も出ている。専門的ボランティアの入った山は、整然とした美しい山になり、自然や国土の保全からも評価される。国内の森林の再生のためには、このような意欲ある若いボランティアの存在が不可欠で、その養成をはかるとともに、森林管理委員会の中に位置づけたり、ｎｐｏ化を図るなどその存在の安定化に努めていく必要がある。また、その養成については、山元や現場に任せず独立させ、初歩段階から専門的力量の形成まで一貫した研修態勢を整えていくことが必要である。また、いきなり作業的研修を進めるのではなく、市民の森林との接点を広げたり、自覚を高めたりするために、専門家を交えた森林の調査や評価に携わる段階を重視する必要がある。また、ボランティアの多くが賃労働を目的とした近代的労働観ではなく、社会的有用性や職域を超えた交流など新しい動機による「脱近代」的労働観で参加していることを見ておかなければならない。

9　都市内森林について

都市計画のゾーニングとは異なり、都市も自然のボリュームや多様性を回復していくための一部分でなければならないと考え、都市の生活空間の中に森林を呼び込む動きが出てきた。これは、人間も自然の一部であり、「内なる自然」に適う空間を確保するという意味合いを含む。河川、里山のような大きなものから、谷戸田、水路、さらには巨樹にいたるまでを自分達の生活に欠かせない一部としてとらえ、その保全に取り組む運動も、同じ思潮に属するものとして理解してよいだろう。

しかし、これらの動きが徐々に盛んになってきている反面、行政の内部では、その創出を支援したり、管理権利用権の保障を進めたりする動きはまだまだ少ない。市民が自然の創出や保全に取り組んでいる地域は、地域計画の中で追認し、あるいは税の減免など地権者の同意が得やすくするなど行政が積極的に仲介する必要がある。

10　教育の変革

北欧では年に通算一ヵ月以上は森林に入る生活が定着している。このような生活は人間の「内なる自然」を常に呼び覚ますことになるので、自己家畜化や都市の一辺倒になりやすい生活文化から自分を守ることになり、同時に空間が自己の一部として自覚されて心の中の空間を

広げ、人々が自然の保全に向かう動機となる。

日本ではこのような自然との触れ合いは望むべくもないが、今後その時間を増やすと同時に、限られた量と深さしかない条件では、その触れ合いを精一杯工夫する必要がある。

最近は、学校で環境教育や総合学習の一環として森林のことを取り上げるようとしてきているが、掛け声ばかりで本格的な実践は少ないように見える。そこには、基本的に学校教育がもつ近代主義・個人主義の「時間性」「空間性」と森林がもつ「時間性」「空間性」の相違が詰めて考えられていないという問題があるように思える。「内なる自然」や「心の空間を広げること」も含め、森林の教育的位置づけが問われている。生涯学習（社会教育）の分野でも、その点では事情はそれほど変わらない。成人の自然や自然を保全する町づくりへの関心は高いので、もっとそこに根差した学習に転換する必要がある。

森林教育の現場では、自然保護に熱心な団体の間で人工林の暗いイメージが固定し、林業そのものを敵視する向きがしばしば見られる。公益的機能を備えた美しい林に変えていこうとする動きがあることを広く知らせる必要がある。また、人々の森林とのかかわりからみて、まず自然についての教育を用意し、次に生産にも対応した森林管理の教育を用意しなければならないが、現在自然教育の指導者はいても、森林管理で正しい理解をもった指導者が少ないので、その育成が必要になっている。また、より質の高い森林教育を進めるためにリーダーにしかるべき報酬を用意できるシステムが必要になってきている。

里山を語り合う …… ぜひ参加を
― 里山円卓シンポジウム ―

1　日にち　平成11年4月18日（日）　10：00～15：30

2　ところ　仙台市民会館

3　講　演（10：00～11：40）

(1)　里山がなぜ必要か　　内山　節氏（哲学者）

(2)　里山林の管理とボランティア活動　　重松敏則氏（九州芸術工科大学教授）

4　シンポジウム（11：40～15：30）～昼食休憩～

パネラー（敬称略）

内山節（前記）、重松敏則（前記）、西口親雄（ＮＨＫ文化センター仙台校講師）、内藤俊彦（東北大理学部植物園）、柴崎徹（伊豆沼・内沼環境保全財団研究室長）、庄司幸助（仙台のブナ林と水・自然を守る会）、植村千枝（青葉山の緑を守る会）、児玉昭治（水の森の植生と環境を守る会）、親川麗子（蕃山21の会）、未定…林野庁、宮城県、仙台市の各担当官、林業者

コーディネーター…十河弘、鈴木紀良（蕃山21の会）

5　話　題

- 里山はどうなっているのですか
- なぜ保全するのですか
- どうしたらよいでしょうか

6　その他

先着100名様に「焼き版による木札」
― 仙台藩禁制木名を焼印 ―を進呈

7　宿泊申込（参加者直接申込）

①　ホテル ベルエア　青葉区一番町1―4―8
TEL 022-217-8511　FAX 022-217-8611
1泊朝食付シングル8000円＋税（特約）
「里山シンポ参加」で申し込むこと

②　ワシントンホテル第1　青葉区大町2―3―1
TEL 022-264-0861
1泊朝食付シングル9660円＋税

共催　蕃山21の会、国民森林会議

後援　国土緑化推進機構、宮城県、仙台市、河北新報社、読売新聞社、朝日新聞社仙台支局、毎日新聞仙台支局、NHK仙台放送局、TBC東北放送、仙台放送、ミヤギテレビ、東日本放送、みやぎ生活協同組合、㈶メロン、

協賛　東北電力㈱、日産プリンス宮城販売㈱、㈱ダイシン、ホテルメトロポリタン仙台

参加申込　981-8003　泉区南光台2―40―3
高橋義寛方　T／F 022-273-2411

東京都の水道水源林

堀越弘司
（東京都水道局　水源管理事務所）

はじめに

昨年の一〇月二三日、国民森林会議による東京水道水源林（以下、水源林と略す。）の視察が、東京都水道局の小河内貯水池管理事務所で行われました。

当日は、日程上の都合もあり、残念ながら水源林内に入り込むことは出来ませんでしたが、貯水池管理事務所の会議室において、水源林の概要と水源の森づくりの説明をさせていただきました。

以下に、その内容を紹介します。

一　位置及び面積

水源林は、多摩川本流の上流域にあり、東京都の奥多摩町から山梨県塩山市までの東西約三一㎞、南北約二〇㎞の範囲で広がっています。面積は、かつて部分林と呼んでいた分収契約林七八一haを含み、現在は二一、六二四haを管理しています。これは、多摩川本流域においては、羽村取水堰上流面積の四四%に及び、都道府県有林のランクでは、北海道、山梨県に次いで、全国三位に位置する規模となっています。

二　沿革

(1)　東京府による森林管理の開始

明治の初め、承応三年（一六五四）以来、江戸の上水用として利用されてきた玉川上水に濁水や渇水の現象が見られるようになりました。上流域の調査により、多摩川上流の森林の荒廃を知った東京府は、当時、首都東京の水道事業を担っていた東京市に、森林の管理を呼びかけました。しかし、市は、時期尚早であると、これを断わったため、明治三四年（一九〇一）、放置出来ないと考えた東京府知事は、仕方なく、府みずからの森林管理を開始しました。

(2)　東京市による森林管理の開始

明治四一年（一九〇八）、森林の荒廃状況をみずからの視察で知った第二代東京市長・尾崎行雄は、水源地の森林復旧は、市民に給水の責を負っている東京市が行うべきものとし、四三年（一九一〇）、東京都下の御料林を譲受し、水源林事務所を開設しました。次いで四五年には、府有林や山梨県有林を譲受し、本格的な水源林管理を開始しました。

(3)　森林管理の返還

①　水源林創始期の森林管理

東京府では、本多静六博士という林学者を、技術顧問として招き、森林の管理を開始しました。

林学者に要請した当然の結果として、森林復元に際しては、将来の収穫を視野に入れた森づくりが行われました。その結果、裸山の復元に際しては、ヒノキ、スギ等の用材生産を目的とした樹種が植栽され、あわせて天然林の人工林化も積極的に行われ

ました。

② 予定調和信仰の中での水源の森づくり

筒井迪夫氏（現・東京大学名誉教授）の説く予定調和論、すなわち、「良い森を作れば、自ずと水源かん養等の機能は発揮される。」との願いにも似た信仰が、林務行政に携わる人たちだけでなく、当所の職員にもあったようです。この結果、当所すなわち水道局にとって「良い森」とは何か？の議論が深まらず、また、水道局が公営企業であることと相俟って、人工林においては、木材生産を主眼とした施業が実施されました。

③ 台風被害を契機とした管理方法の転換

昭和五七年（一九八二）の台風により、当所の人工林は、若い森林を中心に大きな被害を受けました。

ちょうど、昭和六一年からの第八次経営計画の立案を控えていた当所は、この被害を重く見て、被害地の検証を実施しました。

この結果、以前から指摘されていた若い人工林における崩壊に対する脆さが、崩壊原因の主たるものであることが、判明しました。これを受けて、「水源の森づくり」の検討を開始しました。

三　森林の現況

(1) 天然林

管内の六九%を占め、二次林も含みますが、多くは冷温帯林の極相林です。

標高一、八〇〇m付近を境に、下では、土壌の深い場所で、ミズナラ、ブナ、シオジ、トチノキ及びカエデ類の広葉樹中心の天然林が広がり、岩場など土壌の浅い場所で、コメツガ、ヒノキなどの針葉樹中心の天然林が広がっています。

また、上部では、コメツガ、ウラジロモミ、シラベ、トウヒなどを中心とした針葉樹林が広がっています。

(2) 人工林

創始期及び昭和三〇年代の拡大造林及び裸山への植林に端を発した森林であり、基本的には、植林可能な、土壌の深い場所に分布しています。植栽樹種は、ヒノキ、カラマツ、スギがほとんどです。

四　水源林管理の基本方針

安定した河川流量を確保し、小河内貯水池の堆砂による機能低下を防止することを水源林管理の目的としました。

第七次計画以降の基本方針は、以下のとおりです。

① 水源林における水源かん養、土砂流出防止及び水質浄化機能の発揮に努める。

② 水道水源地であることに配慮し、自然環境の保全に努める。

③ 地元市町村、地域産業及び国の林野政策との関係を考慮し、厳選した人工林で副次的木材収穫に努める。

五　水源の森づくり

昭和六一年（一九八六）からの第八次計画では、これまで人工林として管理していた森林の約半数を、将来天然林に還すこととし、副次的に木材収穫を継続する人工林においては、次のような施策を実施しています。

(1) 崩れにくい森づくり

崩壊による水源かん養機能の壊滅的打撃を避け、さらに、下流にある水道専用ダムの堆砂による機能低下を防止するため、崩壊に強い人工林づくりを目指しました。

このため、皆伐更新を避け、常に森林状態を保ちながら、更新が可能な、複層林施業を採用しました。

(2) 土壌を考えた森づくり

複層林の構成樹種が、ヒノキしかないことから、崩れにくい森林を作り得たとしても、土壌の劣化により、水源かん養機能の低下をもたらすことが懸念されたため、その改善策を検討しました。

この結果、人工林への広葉樹導入により、森林としての安定化とその落ち葉等による土壌の醸成を図ることとしました。

こうして、「針広混交の複層林」が、水道局による人工林管理で目指す森林となったのです。

【公開講座の記録】

舞岡谷戸公園を作った一五年

小林哲子（舞岡公園を育む会）

予期せぬ出会い

日々の生活の中で、腑に落ちないこと納得できないことは、じわじわとその事の真相に迫りたくなる性分が、一五年前の予期せぬ三人の出会いを機に、一気に市民活動へと発展させてしまった。今振り返って見れば、一五年前にガリ版で最初に作ったチラシの何と幼いことか。しかし明けても暮れても、いつも次の一手を考えては数人だけの不定期会議を開き、結構夢でおなかが一杯になったほど一生懸命だった。

その予期せぬ三人の複雑な出会いについての詳細はここでは書き切れないので、他の御二人には失礼とは思いながら省かせていただく。

三度の発展的「改称」

・一九八三年九月「舞岡谷戸研究会」立ち上げ

現在のＪＲ東海道線戸塚駅（横浜市）ホーム横を流れる二級河川柏尾川とその周辺で、存分に自然を満喫して育った（昭和三〇年代後半～四〇年代）一人の青年と、その柏尾川上流である舞岡川源流域に広がる全く破壊とは無縁？（尾根の反対側はびっしりと住宅が並んでいたが…）の谷戸（注1）の田んぼとそれを取り囲む雑木林の懐で子育て中の私は、青年が一人で創刊した（一九八三年四月）ミニコミ誌をきっかけに知り合い、手づくり自然公園への夢や想いを、それぞれの友人知人におそるおそる語り始めた。

その四年前私は、公園予定地に隣接する町内会や自治会が行った「舞岡自然公園」の署名に自分も名を連ね、程なく隣り町の柏尾町に転居。転居後は子供会の発足、自治会館建設、自治会運営改革などつぎつぎと関わる中で、同じ班内ということもあり、ある有力な識者と出会い、かつ青年と識者は既に知り合いだったこともあり、三人の夢の共有へと進んだ。その夢とは。

横浜市の総合公園計画が進行中のこの舞岡谷戸は、当時でさえここが横浜？と驚くほど谷戸の原風景が昭和三〇年代そのままに残されていた。

ならばその豊かな谷戸の自然と農風景を、最大限に生かした公園にできないか。

人との関わりの歴史が創り上げた豊かな自然は、やはり人と自然の営みをもって保全するのが一番ふさわしい。それには、市民一人一人の発想の転換や、行政との協力関係が不可欠。計画そのものへの市民参画、さらには公園創りの過程でも市民は汗を流し、完成後の公園でも市民が生き生きと活動できる。そんな、生き物と人間との共に嬉しい関係が展開できる公園創りをしたい！

県立舞岡高校生物班などの協力を受け、先ずは舞岡谷戸の素晴らしさを広く市民に知ってもらいたい！と「舞岡谷戸展」を二回、戸塚地区センターで開いた。その時に名乗ったのが「舞岡谷戸研究会」。メンバーは十数人。ボール紙を等高線状に重ねて作った谷戸そっくりの模型や、写真、水槽で動く見慣れない激減中の生き物達等。

ちょっと変わった展示会を覗いた人々の顔は…。

・一九八四年一〇月「まいおか水と緑の会」発足

反響の強さに引きずられ「舞岡谷戸展」を二度も開くこととなり、会の名称も「まいおか水と緑の会」と改称し、谷戸展の時の名簿を頼りに署名活動を起こしたところ、約五〇〇〇名の署名が寄せられ、早速行政関係機関へと要望書（舞岡公園を自然とふれ合い、農体験ができる

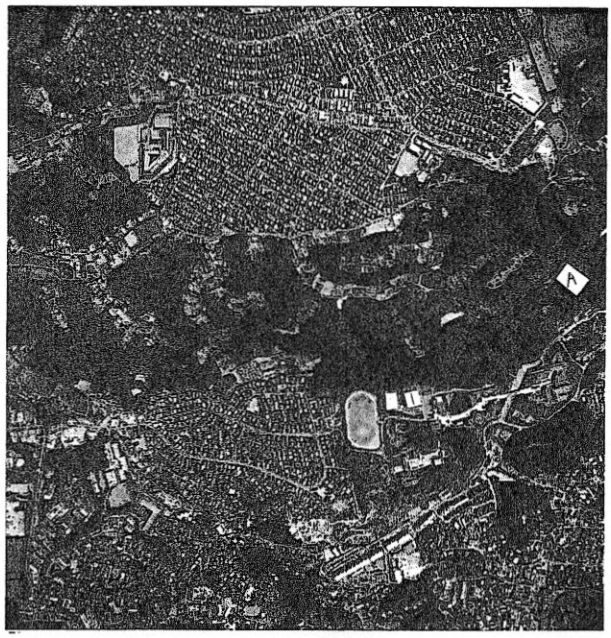
場にするために）を提出した。

さてそれからの活動は、公園予定地内の道沿いに延々と続く粗大ゴミの片付けや草刈り、さらには、隣接する農家の二〇坪程の復田（当時は援農と表現）等と、数人の谷戸通いが始まった。その甲斐あって谷戸の公園予定地は少しづつ市民の散策や安らぎの場となり、ひたひたと賛同の輪は広がっていった。

そして、三度目の名称が一九九三年「舞岡公園を育む会」へと変わるまで、試行錯誤と暗中模索は続く。

FGFなくしては…

「水と緑の会」と同時に、発足した「富士フイルムグリーンファンド」（略称・FGF）の事務局長（あえて明記）の耳にユニークな会の存在が届き、早速先方から資金援助の申し出が寄せられたが、その金額の多さに（夢の大きさからすれば当たり前といえばそうかもしれないが）、合宿徹夜の議論の末、不自由しないお金のために会の理念が曲げられたり汚れることのないように、たとえ鉛筆一本でもその必要性を明確にできる運営システムをつくり、会の意思決定の過程はすべてガラス張りとする等の申し合わせを確認し、新たな進展へと突入した。三年間で一億円近い支援の約束を頂いたが、金額よりも、もっと息の長い支援が必要との判断（三〇〇〇万円を一年では活用し切れないこともあり）がなされ、一〇年間の長期にわたり支えて頂いた。（正式名称＝森づくり共同事業）感謝、感謝…。





田んぼも国際化

あれ？と思う行政の謎

会と行政・FGF三者のトライアングル的担保関係があってはじめて、行政の会への「公園予定地の一部使用許可」やFGFとの共同事業が成立したが、環境庁が運営委員のFGFのお墨付きが、行政が使用許可を出す出さないの判断要素となったことは間違いない。

しかし行政はそれだけではなく、出来上がっていた公園計画とは一八〇度も違う会の構想を受け入れることにはそれなりの理由があった。

それは、発足間もないひ弱な会の存在はそれ程大きくはなく、まして、生態系保全や自然保護活動の特徴は、なるべくコンクリート施設は作らないとか、環境に良くない事はできるだけやらない等なら、要望受入後の方針変更や計画変更は容易との判断があったと推測できる。かくして行政はさしたる不安も無く活動を見守ることとなった。が、だんだん市民の関心が高まり、会の活動に勢いが感じられる中で、行政の正式な計画変更決定を出す道のりは平坦ではなかった。

構想実現に欠かすことができない事は、計画段階からの関係部局の横断的話し合いや、地元農家の賛同と協力。地元農家の方々には発足当

初から、信頼関係構築のために慎重におつき合いさせて頂いたこともあり、特に困るような事態は発生しなかったが、何故か行政内部には「市民、公園ノットリ説」まで飛び出す始末。それまでの公園建設に腕を揮っていた関係者にしてみれば、何のことやら面食らって当たり前ではあったが。

双方の関係者による調整会議が年数回実施されていたが、二〜三年で異動する市の職員の方もおそらく困り果てていたと思う。しかし推進役の行政担当者はどこかで決断しなければならず、さまざまな知恵を出しては同僚や上司の同意を得、一九九〇年後半に横浜市の大きな勇断でまた一歩夢の実現に近づいた。（そのへんのいきさつはかなり面白いところだが、ここでは書ききれないので省略させていただく）。そしていよいよ本格整備着手となった時、また別の課題が浮上した。「生態系保全に配慮し」との整備方針が出されても、その意に沿った工事を実行できるノウハウを持つ業者は皆無に等しく、現地で毎日のように細かなところまで指示を出し、整備状況に心を砕いていた担当者の姿から、その苦労は並々ならぬものと推測できた。

通勤ですか、と間違われる程頻繁に続く現場作業のための谷戸通いの一方、地元農家で構成する「舞岡ふるさと村推進協議会」の設立や事業推進にも御手伝いさせて頂くこともしばしばであったが……。

一石数鳥！の理念

市民が都市公園で鍬を振って汗を流し田んぼを耕し、里山の手入れをする。

えーっ、ほんとにそんな事ができるんだぁー、感激し早速入会する人がいる反面、??とけげんそうに首をかしげる人も皆無ではなかったが、とにかく確実に賛同の輪が大きくなり、整備も着々と進んだ。そこからはよいよ公園正式オープン後の運営方針の具体化が急がれる段階になったものの、「登山九合目で足止め」状態が続く。

ここで今までの市民賛同の大きなポイントをあげてみる。

三々五々集まっては鎌を手に、幼児から御年寄りまで談笑しながら農作業で汗を流す。振るった鎌の後にはしっかりと、人間と生き物が優しい関係を保ちながらの公園管理や市民参加のまちづくり等、従来の市民活動とは一味二味も違う道がついている。しかもその道は全部自分たちが主役で付けた道、と参加者自身がほんの少しでも誇りが持てること。おまけに、大勢の人から感謝され、安上がりに様々な自然体験が出来、気分転換や健康生きがいづくりや環境教育にも繋がる。更に重要な事は、市民の汗の分、言葉を変えれば無農薬有機栽培に加えて、ほとんどが市民の手仕事で管理運営され、公園が良好な状態に維持できるならば、運営経費（税金）はその分節約できる。まさに一石数鳥の効果となる（但し、運営のための最小限の人件費の確保の方法については様々な意見がある）。こんなユニークな活動に市民の関心が集まらないわけが無い。

そんな訳でいよいよ市民動向が無視できなくなった行政は、また一歩大きな英断を下し一九九三年四月、舞岡公園の田園体験区域（約三・四ha、現在は約四haに）の維持管理運営の主体として「舞岡公園を育む会」が生まれた。その活動ノウハウは、それまでの「水と緑の会」の時代の一〇年間で培ったすべてを土台にしたものだった。

あくまでも市民主体生き物主体の、「舞岡公園谷戸憲章」や「舞岡公園谷戸学校」をつくり、従来にもましての壮大な試みは、ある一つの課題を残して着実に続く。

かくして、生産物一粒たりとも個人の物として持ち出せないという、かなりしばりの強いルールにも関わらず、人々は長年通い続ける。

明日へ

「舞岡公園を育む会」発足から五年が過ぎた今、さらなる飛躍のためには、どうしてもこえなければならない壁があり、これはなかなかやっかいではあるが、二一世紀を迎える頃には解決できると私は確信したい。

世はNPOの話題多く、育む会も……。これはこれで……。

うーん思案のしどころ。ここ育む会の宿命として、まだまだ頂上は先へ先へと伸びるものなのかもしれない。

＊「谷戸」とは、下手のみ開いている小高い雑木林に囲まれた、指の様な形の低地に田んぼや湿地がある原風景のひとつ。

森林ボランティアの歩みと課題

亘　信夫（緑水総合研究所）

一、その始まりから今日まで

森林ボランティアとは、森の中で自主的に作業をする人たちと定義して年代順にその歩みを整理してみよう。

昭和四〇年後半（一九七〇年代）、環境庁が設置された頃は、自然環境保全法公布、UNEP（国連環境計画）発足などの一方、列島改造論による土地ブームも起きた。昭和四七年（七二年）には林野庁が「皆伐からトラ刈りへ」と方針転換し、同四八年には森林開発公団の大規模林道がスタートした。開発と環境の保護・保全との調和が問題になった時期と言える。

その中で四九年に富山で草刈り十字軍の活動が開始された。この活動は除草剤の空中散布に反対し、その対案として下草刈り作業を市民が請負って実施したもので、有償ではあるが素人だけの集団が山に入って刈り払いをしたということで後々の森づくりボランティア活動の基礎というか「始まり」となった。

その前年には後述の「花咲き村」が福祉ボランティアとして発足している。

昭和五〇年代に入ると、全国育樹祭や知床の百平方メートル運動、そして第二次オイルショックなどが起きてくる。

私にとっては滋賀県の朽木村に「朝日の森」が「森林環境基地」との位置付けで昭和五三年にオープンしたことが印象深い。ちょうど森林を含む環境問題が前面に出てきた時期でもある。

昭和五十年後半（八〇年代）に入ると、アメリカ政府が「西暦二〇〇〇年の地球」を発表して、このまま行けば森林資源大幅減少し地球の危機を迎えると警告。その一方、国内では小学五年生の教科書から森林や林業の記述が削除された。

八一年（昭和五六年）には、林野庁が間伐対策室を設置、林業の国際研究機関の大会としてのIUFROが京都で開催された。また稲本さんたちが「ドングリの会」を岐阜で発足させたのもこの年である。

八二年には日本経済調査会が森林・林業政策について初めて提言を発表、国有林の民営化などが盛り込まれた。その一方林野庁では「森林浴構想」を打ち出した。そのような状況の中、森林問題を国民全体で考え提言していこうと「国民森林会議」が発足した。

政府機関としても、翌八三年には関係省庁の横並び組織「緑化推進連絡会議」が総理府に設置された。民有林では分収育林制度が発足。国有林では翌八四年に分収育林制度が「緑のオーナー制度」として発足した。

八三年には早稲田大学の卒業生が中心となって「森林クラブ」が発足。この頃から、木材利用などを巡る「割り箸論争」も出てきた。

八五年は「国際森林年」で、森林問題が国際化していった。

その一方では、環境重視が「管理の手抜き」、となり、木材価格の低迷もあって森林の管理水準低下を招いた。このようなことから、維持管理を林業収益のみで賄うのではなく、下流域住民も水源維持の応分負担をすべきだという「水源税」創設運動が始まった。

また外材の大量輸入も問題となり、特に熱帯木材についてはITTO（国際熱帯木材機関）が設立され、事務局が日本（横浜）に置かれた。

国土緑化推進機構の中に「二一世紀の森林づくり委員会」が発足したのも八五年。また前述の「森林クラブ」が分収林制度を活用し、前橋営林局管内の下仁田国有林を固定フィールドと

して活動を開始した。

八六年には水源税が下流域の賛同が得られず挫折したため、建設省とともに「森林・河川緊急整備税」の創設運動を開始。

そのような中で「国民参加の森林づくり運動」が前進の「二一世紀の森林づくり委員会」によって提唱され、資料のような提言を作成し中曽根総理に手渡した。管理水準の低下した森林の育成管理を山村や関係者だけにまかせるのでなく、享受している国民各自の行動いわゆる「国民参加の森づくり活動」が必要であり、政府も環境問題としての施策を講じるべきだという内容。背景としてこの時期にはすでに森林クラブなどのボランティアグループが活動をしていた。そして提言の内容は四全総にも盛り込まれた。

その八六年に関東では大雪害が生じたが、これがボランティア活動の大きなキッカケとなった。即ち奥多摩で「花咲き村」が「緑のプロジェクト」としての活動を開始し雪害木の除去や手入れを始め、また五日市にある都の教育財団の研修を受けた人たちは「木と人のネットワーク」を発足させ、山での活動を開始した。

その卒業生たちが八七年に独自に結成したのが「浜仲間の会」で、浜さんという林家の雪害を受けた山をフィールドにスタートしたもの。同年「ユース・フォレスト・クラブ」も発足。これはユースホステル協会が分収造林していた山の手入れを目的に同協会の会員が結成した。

八八年には、富山の草刈り十字軍に参加していた学生たちが、東京でのフィールドとして、森づくりボランティアの世話役や技術的な指導者である田中惣次さんの山林に入った（東京都檜原村）。彼はどのボランティアグループの発足にも関わり、特に奥多摩地区のボランティアグループを育ててきた功労者と言える。

一方、北海道では昭和三〇年頃から釧路上流の国の「パイロット・フォレスト」や襟裳岬での緑化運動などの成果で漁獲量がアップした。そこから、八八年には北海道漁協の婦人部が連絡協議会を結成し「お魚殖やす植樹運動」を開始。同じ水産関連としては八九年に宮城県で「牡蠣の森を慕う会」が発足し岩手県の山に植林を始めている。

水源税や緊急税が八七年末には「森林・河川の整備基金」とすることで決着し、八八年に国土緑化推進機構の中に「緑と水の森林基金」として創設された（河川は河川整備基金）。「森林基金」は造成目標二〇〇億円（現在一八一億円）でその基金の果実で全国の森づくり運動を支援していこうと活動しているが、この牡蠣の森の植樹費用も岩手県の緑化推進委員会が助成して始められた。

昭和から平成にかけて森林に関する国民的合意が次第に形成されてきて、地方自治体が森林に親しむためのイベントなどを独自に展開していった。そしてその中からいくつかの市民グループが誕生した。

平成元年（八九年）に発足した「玉川きずなの森」も神奈川県の事業に参加した人たちがスタートさせた。九〇年には筑波で「雑木林で遊ぶ会」、九一年には「西多摩自然フォーラム」なども。

表に掲載した特徴的なグループ以外に全国的に多くのグループが誕生し継続して活動している。

九〇年に国土庁主催で「都市と山村の交流フェア」が国技館で開催された。ここに参加していた田中惣次さんたちとも出会い全国で活動しているグループとの情報交換・交流の場の必要を感じた。

九一年の台風一九号は北九州を中心に被害をもたらし、福岡ＹＭＣＡなどその復旧作業のための森林ボランティア活動が始まった。

このように森林に対する関心が一般の人にも広まってきたことから、九一年には森林インストラクター制度や樹木医制度が誕生した。

九二年には香川県で「どんぐり銀行」が始まり、その後各地に広まって広島・神戸・高知などに支店ができた。和歌山の「ゲンジの森実行委員会」はカブトムシのいる森を復活しようというもの。熊本の「天明水の会」も漁業関係者が植林活動を目的に結成したもの。

なおこの年、森林・林業への関心の高まりを受けて教科書の記述が復活した。

九三年には屋久島と白神山地が世界遺産に登録された。同年青少年の教育ボランティアに関わっていた人たちが中心となって「地球緑化センター」が発足。中国の砂漠緑化に協力する一方国内では「緑のふるさと協力隊」活動を開始。フルタイム・ボランティアとして、隊員を募集。

隊員は一年間山村に入ってボランティア活動をしており、上野村などでは山村留学の子供たちの世話もしている。

他方、雑木林を核にしたグループは身近な自然で身近に体験できるという点で比較的早い時期から活動をしていたが、九三年には全国規模での会議が開かれ、全国の森づくりボランティアのグループへの刺激となった。

「CCC自然・文化創造会議」はW・Cニコルさんや倉本聰さんたちが発足させたもの。

九四年は各地で異常気象による猛暑、渇水の影響もあって森づくり活動への関心も高まった。「浜仲間の会」の活動の広がりに伴い「林土言」「創夢舎」などが発足。大阪ではYMCAが「森林ボランティアの会」を、兵庫県では「森林ボランティア事業」を発足させた。また森林クラブや花咲き村、浜仲間のグループなどが共同で「都市と山村の交流シンポジウム」を奥多摩で開催。ネットワーク「森づくりフォーラム」への布石となった。

そんな時阪神淡路大震災が起き、九五年はボランティア元年などと称された。森づくりのボランティアグループも、共通の問題には共同で立ち向かおうと「森づくりフォーラム」を発足させた。そして共通の問題だった傷害保険を制度として発足させることができた。

これをきっかけに九六年には第一回「森林と市民を結ぶ全国の集い」を東京で開催。大雪のなか、全国から九〇〇人をこす人が集まって新しい森林づくりの夜明けを感じさせる雰囲気であった。

また九六年には、地球緑化センターが「山と緑の協力隊」を発足させ国・県などの公有林を対象とした活動を開始。地域ごとに担当者を置き、一回に五、六〇名を集めるという、他のグループとは違った形態をとっている。現在、岩泉町から赤沢国有林まで、数ヶ所を拠点に活動している。

また「東京の木から生活を考える会」も浜仲間から分かれて結成された。東京の木にこだわって家を建てようという、建築家から需要者までで構成する異色のグループ。

「森林と市民を結ぶ全国の集い」は今年一二月に、仙台で第四回目が開催された。ややマンネリ化の傾向ともいわれるが、集まること自体が今は重要と思う。

なお、ボランティアグループを、その活動の性格で分類すると次のようになる。

・作業請負型…草刈り十字軍など。
・ボランティア型…山仕事を楽しむ。高度な技術を持つグループも。浜仲間のグループ、花咲き村、地球緑化センターなど。
・自主管理型…特定のフィールドを持って活動する。森林クラブ、ユースフォレストクラブなど。

二、ボランティア活動が抱える課題

(1) 森林ボランティア保険

従来はレクリエーション保険や旅行保険で代用していたが、参加者の増加、刈り払い機など動力使用時への対応などで必要性が高まり、検討を重ねた結果創設することができた。

また参加者数の事前登録という問題も、包括的登録として事前に活動日と内容を報告するだけで人数は行事終了後に実際の参加人数で支払う方法で踏み切ってくれた（保険会社）ので、制度ができた。保険会社は一社で森づくりフォーラムが包括契約している。利用団体数は約一三〇である。

(2) 活動できるフィールドの確保

この問題に対応すべく発足したのが「フォレスト21」。緑の募金記念事業として国土緑化推進機構と東京営林局が契約を交わし、神奈川県津久井の国有林約五haを活用している。地拵えから保育・植林まで全ての計画実行を「フォレスト21連絡協議会」（事務局、森づくりフォーラム）に委ねている。毎回二〇〇人を越える参加者がある。また第二土曜日は一日だけの参加も可能なオープン日としている。

関係者としてはこの第二版、第三版を全国に配置したいとのことで、第二の場として大阪の泉佐野市の市有林三五haの利用に向け現在話合いが進められている。このようにフィールド問題には、国や自治体の協力が必要である。

九六年の台風一七号被害を受けた富士山麓では九七年六月から国・県・市の所有を越えた森づくり運動がボランティア団体や企業などの共同で始まった、いわゆる「富士山の森再生活動」である。このように行政とボランティアがタイアップしての活動が増えているのが最近の傾向。

(3) ボランティアの役割

行政などで労働力として期待する向きもあるようだが、指導・協力している林家では当事者でない立場で山や林業の大切さを理解し、啓発してくれることの方が重要と考えている。またその方が参加の裾野が広がることも事実だ。

またボランティアをあまり奥山まで連れていくわけにはいかない。身近な所で楽しみながらが原則。除間伐への理解が進んだ点など、ボランティアが果たしてきた役割は大きい。

(4) 資金調達

情報の活用、指導者の確保、資金の調達、企画運営の改善など、この一〇余年問題点はさほど変化していない。その最大のものは資金調達。NPO法成立により法人になれば寄付金の免税はまだだが、やり易くなった反面、同好会意識では運営が難しくなり、法人化に伴う経理面の確立という課題も生じている。そのための専門職も必要となって人件費捻出という新たな課題に迫られている。

(5) 今後の方向

関東、関西など地域ごとに横のネットワークができ、それが全国的には連絡協議会形式でつながることが望ましいと思う。できるだけ東京に片寄らず、地方での展開が望まれる。

ただ、首都圏で活動している「森づくりフォーラム」の課題は、全国的にそうしたネットワーク化や他のグループとの交流指導などに力を入れるほど自分たち本来の活動時間がなくなり、事務的作業が増える。しかし専従者は経済的に置けない。

できれば事務局の立ち上がりまでの三年とか五年は何らかの支援があってよいのではないかと思う。またそこを森林組合が担うことも一つの提案だ。

またグループ活動の指導者以外にも、実際の山仕事に際してカマの研ぎ方一つにしても教えられる人が少ない。森林インストラクターでは不十分であり、山仕事の技術を持った指導者の養成も必要。研修制度設置への動きもあるし、現在すでに実行しているグループもある。

以上、森林づくりボランティアグループの生い立ちや活動の概要を多少の時代背景を混じえ乍ら、独断と偏見で整理し、また、いくつかの課題を述べたが、何かの参考になれば幸いだ。

≪質疑・応答≫

◇保険会社は一社だけか。

亘　全国的に網羅しているのは東京海上一社だけ。窓口は「森づくりフォーラム」。

◇全国で活動している団体数は?

亘　林野庁が把握しているのは約二八〇。正確な実数は市町村レベルでも把握されていないだろう。

◇地域的には関東・関西に多くバラつきがあるように感じる。そこも課題だ。

亘　その点からも全国レベルの会議を順次地方で開催して起爆剤とするなど働きかけも必要と思う。

ボランティア側には官主導を嫌う傾向もあるが、行政主催の行事への参加がきっかけでボランティア活動を始めたという例は多い。金は出すが口は出さない、当初の立ち上がりだけ支援し後は自主性に任せるという形が望ましい。両者の良きパートナーシップが期待される。

◇行政が事務的な面を支援できないか?

亘　「どんぐり銀行」や兵庫県の例は行政がサポートしている。ボランティアは地域性が強い。その自治体が本当に育てようとするなら立ち上がりは支援するべきだ。

◇神奈川の場合はボランティア登録数が六〇〇〇人と層が厚い。研修をすればある程度の労働力にもなるのでは。

亘　他のグループと連携するなどして研修を工夫する動きは出ている。しかし草刈り十字軍のように泊まり込みで活動しても、プロの十人分の仕事に三〇人かかるという。日帰りで行動する場合はもっと活動時間は短い。

決して労働力としてゼロではなくカウントはできるが、行政に労働力として組み込まれることには反発が生まれるだろう。浜仲間のようにプロ化していく集団と楽しむ集団とに区分けして考えていく必要があろう。そしてフォレスト21のように「この山の管理はまかせる」といった形で労働力にカウントされていくのでないか。

以上

森林づくりボランティアの歩み

1998年12月

一　般　的　事　項	西暦	和暦	森林づくりボランティア・関連行事
・環境庁設置	1971	S46	
・自然環境保全法公布　・列島改造論などによる土地ブーム	72	47	
・UNEP(国連環境計画)発足　・第1次オイルショック	73	48	・(花咲き村(福祉ボランティア)発足)
・国際協力事業団設立	74	49	・草刈り十字軍(高山)活動開始
	75	50	
・第1回全国育樹祭(大分)	76	51	
・しれとこ100㎡運動	77	52	
・農林省を農林水産省に改称　・森林組合法公布	78	53	・(朝日の森(朽木村)オープン)
・第2次オイルショック	79	54	
・「西暦2000年の地球」USA発表　・教科書から森林の説明削減	80	55	
・豪雪(東北・北陸)被害　・間伐対策室(林野庁)設置　・ユロラ世界大会(京都)	81	56	・(ドングリの会結成・岐阜)
・日本経済調査会「森林・林業政策について」提言　・森林浴構想発表(林野庁)	82	57	・(国民森林会議発足)
・関係省庁の「緑化推進連絡会議」設置　・分収育林制度創設	83	58	・森林クラブ発足
・国有林分収育林で一般公募(緑のオーナー制度)　・長野県西部地震 ・割り箸論争起こる	84	59	
・国際森林年　・21世紀の森林づくり委員会発足　・水源税創設運動 ・ITTO(国際熱帯木材機関設立)	85	60	・(森林クラブ：下仁田国有林で分収契約)
・森林河川緊急整備税創設運動　・「国民参加の森林づくり運動」提唱 ・大雪害(関東)	86	61	・花咲き村：緑のプロジェクト開始　・木と人のネットワーク(五日市青年の家)
・森林・河川の整備基金の創設で合意	87	62	・浜仲間の会発足　・ユース・フォレスト・クラブ(分収契約)
・緑と水の森林基金設立(3月)　・国有林借入債務1兆7千億円に	88	63	・北海道漁協婦人部連絡協議会(お魚殖やす植樹運動)　・草刈り十字軍・秋川(桧原)　・第1回巨木を語ろう全国フォーラム(兵庫柏原)
・みどりの日制定　・全国緑の少年団連盟設立	89	H元	・玉川きずなの森(神奈川)　・牡蠣の森を慕う会(宮城)
・国際花と緑の博覧会(大阪)	90	2	・雑木林で遊ぶ会(つくば)　・都市と山村交流フェア（国技館）
・(9月)台風19号九州北部等に被害　・森林インストラクター制度始まる ・バブル経済の崩壊　・樹木医制度始まる	91	3	・浪江植林ボランティア(福島)　・西多摩自然フォーラム
・小学校教科書に「森林・林業」記述復活　・地球サミット(ブラジル)で森林に関する原則声明	92	4	・どんぐり銀行(香川)　・ひろしま人と樹の会(広島)　・ゲンジの森実行委員会(和歌山)　・福岡YMCA森林ボランティア(日田) ・天明水の会(熊本)
・屋久島と白神山地が世界遺産に登録	93	5	・地球緑化センター設立(緑のふるさと協力隊)　・どんぐりクラブ(釧路) ・CCC自然・文化創造会議　・第1回全国雑木林会議(名古屋)
・各地で異常気象による猛暑と渇水の被害	94	6	・林土戸・創夢舎発足　・大阪YMCA森林ボランティアの会(浜仲間グループ)　・どんぐりボランティアネットワーク(香川)　・都市と山村の交流シンポジウム(奥多摩)　・第2回 〃 (神奈川・厚木)
・(1月)阪神・淡路大震災(ボランティア元年)　・緑の募金法の制定	95	7	・森づくりフォーラム発足(6月)　・森づくりフォーラム(多様な人々による百年の森づくり・2月)　・第3回 〃 (鳥取・国府)
・(9月)台風17号富士山南麓等に被害	96	8	・山と緑の協力隊発足　・東京の木から生活を考える(浜仲間)　・ひょうご森の倶(地球緑化センター)　・きこりの森プロジェクト(福島)　桑部　・第1回森林と市民を結ぶ全国の集い(東京)　・第4回 〃 宮城(仙台・鳴子)
・COP3京都会議　・緑と水の森林基金181億円に	97	9	・フォレスト21(さがみの森)　・富士山の森再生活動　・たまたまの会 ・日本森林ボランティア協会発足(大阪)　おのおのの会発足(浜仲間)　・第2回 〃 (東京)　・第5回 〃 (香川・坂出)
・(3月)NPO法成立	98	10	・第3回 〃 2月(大阪)　・第6回 〃 (横浜) ・第4回 〃 12月(仙台)

国民森林会議第一七回総会議案

一九九九年三月二〇日
東京・本郷・学士会館分館

総会次第

一、開会のことば
二、議長選出
三、会長あいさつ
四、議案の提案・討議
(1) 経過と方針の提案
(2) 提言の提案
(3) 決算報告と予算案提案
(4) 監査報告
(5) 討論
五、記念講演
六、会員の意見交換
七、役員改選
八、閉会のことば

活動の経過報告

1 提言委員会の活動

昨年以降のテーマである「山村問題と都市とのかかわり」については、第一年次の提言草案をまとめたところですが、引き続き昨年度には、四回の検討委員会を開催し、第二年次の草案をまとめました。

◇「森林を守る都市社会の創造をめざして」
◇検討委員会メンバー
主査　内山　節
雨宮弘子・相田幸一・岡和夫・杉本一・萩野敏雄・山田純・本間義人

2 公開講座

昨年度は、「都市と森林」をテーマに四回の公開講座を行いました。

① 第一回公開講座
九八年四月一一日（土）全林野会館
「市民と森のかかわり」―ボランティアの視点―
講師　園田　安男（森づくりフォーラム代表）

② 第二回公開講座
九八年六月一三日（土）全林野会館
「林業と市民のかかわり」
講師　池谷　きわ子（林業経営者）

③ 第三回公開講座
九八年九月一二日（土）学士会館
「都市内森林と市民」―舞岡公園づくりを通して―
講師　小林　哲子氏（舞岡公園を育む会）

④ 第四回公開講座
九八年一二月一二日（土）学士会館
「森林ボランティアの歴史と可能性」
講師　亘　信夫（緑水総合研究所長）

3 森林・林業の視察旅行

北海道視察を予定していましたが、事情により次年度に再検討することになり、昨年度は一七名の参加で「奥多摩視察」（九八・一〇・二三）を行いました。視察の受け入れでは、東京都水道局・林業試験場の全面的な協力を戴きました。

4 出版活動・シンポジウム

① 季刊誌・「国民と森林」は、会員のご協力で計画どおり発刊しました。
第六四号（九八・三）、第六五号（九八・七）、第六六号（九八・一〇）、第六七号（九九・一）第六八号（九九・三）

②「国民森林会議創立一五周年記念誌」（国

民と森林）の販売に取り組んできましたが、ほぼ完売となりました。

③　国民森林会議が共催として取り組んできた、仙台での「里山円卓シンポジウム」が四月一七日～一八日の間、開催されることになりました。

5　「八ヶ岳自然と森の学校」の創立十周年記念行事が、一一月八日に茅野市で行われました。国民森林会議の創立当時の関係者（会員）が出席するとともに、大内力会長、井出孫六先生が記念講演を行いました。

6　組織の動き

三月一日・現在の会員数は、通常会員一三九名、購読会員四七名、団体一二団体です。前年同期比では通常会員一一名、で減少傾向になっています。

総会・評議員会・幹事会は次の通り開催しました。

(1)　第一六回総会　九八年三月二八日（土）
学士会分館

議題
◇九七年度の活動報告　◇九七年度決算
◇九八年度の活動計画　◇九八年度予算
◇その他
◇記念講演　山縣睦子氏（林業経営者）

(2)　幹事会

①　第七九回幹事会　九八年三月九日（土）
学士会分館

議題
◇第一六回総会の役割分担
◇その他

②　第八〇回幹事会　九八年四月一一日(土)
全林野会館

議題
◇樹恩ネットワークに加入確認
◇森林視察場所・日時など
◇「国民と森林」六五号（夏季）の編集
◇報告・その他

③　第八一回幹事会　九八年六月一三日(土)
全林野会館

議題
◇会員の拡大について
◇樹恩ネットワークの加入
◇森林視察の場所など
◇「国民と森林」六六号（秋季）の編集
◇報告・その他

④　第八二回幹事会　九八年九月一二日(土)
学士会分館

議題
◇会員の拡大について
◇森林視察の計画について
◇「国民と森林」六七号（九九新春号）の編集
◇森の学校記念行事について
◇報告・その他

⑤　第八三回幹事会　九八年一二月一二日(土)
学士会分館

議題
◇「国民と森林」六八号（春季）の編集企画について
◇仙台シンポ開催（共催）
◇公開講座の計画
◇報告・その他

(3)　評議員会　九九年二月一三日（土）
学士会分館

議題
◇第一七回総会議案の検討
◇　その他

一九九九年度の活動計画

1　**提言委員会と提言の国民運動**

①　引き続き、第三年次である「森林を守る都市社会の創造をめざして」について検討をすすめ、今年度で最終のまとめを行います。

②　国民的立場から見た国有林の現状と今後の在り方問題（国有林白書・仮称）の提言について、検討していきます。

2　**公開講座**

今年度のテーマは、「循環系の社会における森林の役割」として次の日程で予定します。

①九九年四月一〇日（土）一〇時三〇分～
学士会館分館

②九九年六月一二日（土）一〇時三〇分～
学士会館分館

③九九年九月一一日（土）一〇時三〇分～
学士会館分館

④九九年一二月一一日（土）一〇時三〇分～
学士会館分館

3　評議員会

◇二〇〇〇年二月一三日（土）一三時～
当日、記念講演を予定　一四時より
テーマ…「循環系の社会とエコ・マネーの実験」
講　師…通産省

4　幹事会の定例開催

公開講座の当日と、評議員会当日の午後に開催します。

5　「国民と森林」誌の充実

巻頭言、連載物、公開講座の記録、切り抜き帳等を中心としますが、国民森林会議の活動と関係の深い各種文献などについての紹介、会員の投稿を呼びかけます。本年度は、特に会員の投稿を重点に取り組みます。

各号の原稿締め切りと発行予定を以下のとおりとします。

①　六九号（夏季）原稿締め切り（五月末）
発刊予定（七月一日）

②　七〇号（秋季）原稿締め切り（八月末）
発刊予定（一〇月一日）

③　七一号（新春）原稿締め切り（一一月一日）発刊予定（一月一日）

④　七二号（春季）原稿締め切り（一月末）
発刊予定（三月一日）

6　出版活動

本年度にまとめる「森林を守る都市社会の創造をめざして」の出版方法について、今後検討していきます。

7　定点調査

関東・都市近郊の林業地を対象に、幹事会で検討します。

8　会員及び「国民と森林」の読者拡大と財政確立

「通常会員」及び「購読会員」数は、ともに減少傾向にあり、各種の経費増によって、国民森林会議の財政が苦しくなっています。

会員の拡大と同時に「購読会員」の拡大に積極的に取り組みます。

また、会費の早期納入に取り組みます。

9　共催・後援の行事

①　引き続き、森林フォーラムの行事を後援します。

②「八ヶ岳自然と森の学校」の計画について引き続き共催します。

③　仙台のシンポジウム「四・一七～一八」を成功させるために、積極的に努力していきます。

10　会員の交流機会の創設

①　森林視察旅行地の決定については、会員の意見、提言委員会の提言内容等参考にして、幹事会等で検討します。

②　複数会員のいる地域での自主的交流を呼びかけていきます。

以　上

一九九九年度

「国民森林会議・公開講座」の計画（案）

1　統一テーマ

「循環系の社会の創造と森林」

2　日程・テーマ・講師

講師予定者については今後折衝して確定。

◇九九年四月一〇日（土）一〇・三〇～
学士会館分館
・「循環系の社会における森林の役割」
―九八年度提言の執筆を通して―
・講師　山田純　会員

◇九九年六月一二日（土）一〇・三〇～
学士会館分館
・「雑木林の維持と林業」
・講師　荒山雅行氏（長野・大町市・林家）

◇九九年九月一一日（土）一〇・三〇～
学士会館分館
・「林業とISOの認証制度」
・講師　速水亨　会員

◇九九年一二月一一日（土）一〇・三〇～
学士会館分館
・「新過疎法における都市と農山村」
・講師

◇二〇〇〇年二月一二日（土）一〇・三〇～
学士会館分館（評議員会）
・「循環系の社会とエコ・マネーの実験」
・講師　通産省

〈資料1〉

一九九八年度　森林フォーラム活動報告

1　フォーラムの会総会
日時　二月一一日（祝日）
講　演　①「森林と市民参加」国有林問題を中心に講演。
講師・緒方秀行神奈川新聞記者
②「国有林改革案見直し」の現状報告
講師・道林全林野本部書記長
③「林政審議会の答申」の経過報告
講師・富山和子前林政審議会委員
会　場　後楽園会館
参加者　四三人

2　「長野県鍋倉山フォーラム」
企画　多賀会員
日　時　六月六日（土）～七日（日）
鍋倉山のブナ保存運動のことやカヤの平のブナ林地帯を歩き、森林浴などし、豪雪地帯のブナ林を学ぶ。
会　場　長野県・鍋倉山及び北志賀方面
講　師　渡辺隆一先生（信州大学）ほか
参加者　三〇人

3　「上野村フォーラム」
企画　内山世話人代表
日　時　七月二四日（金）～二五日（日）
炭焼き・下草刈り・芋掘りの体験及び村民との交流など行う。
会　場　上野村
参加者　三一人

4　「三浦半島南部の里山を歩くフォーラム」
企画　相田世話人
日　時　九月二六日（土）
照葉樹林と三浦富士、武山の尾根を歩き、常緑の里山の森を学ぶ。
会　場　三浦半島
講　師　柴田敏隆実行委員
参加者　一九人

5　「伊香保いこいの森フォーラム」
企画　相田世話人
日　時　一一月二八日（土）～二九日（日）
群馬県林政課の指導を受け、間伐と枝打ち作業を体験実習
会　場　伊香保いこいの森
講　師　松原群馬県林務課技術員ほか
参加者　二七人

6　「森林フォーラムニュース」は、No.四六・四七・四八・四九号発行

〈資料2〉

一九九九年度　森林フォーラムの会活動計画（案）

1　森林フォーラムの会総会
日　時　二月一一日（祝日）
会　場　後楽園会館（文京区小石川）
講演と討論「都市から里山へ活動の場を移した人達の話」

〈活動企画〉

1　「四季の森フォーラム」
企画　雨宮世話人
長野県東部町　森さんご夫妻の多彩な森づくりを訪ねる。
日　時　四月二四日（土）～二五日（日）
集　合　滋野駅　一〇時集合「しなの鉄道（旧信越線）」
参加費　一五、〇〇〇円

2　「赤城親しみの森づくりフォーラム」
企画　相田世話人
群馬県赤城村の国有林にて、他のいくつかの森づくりボランティアグループと競って森林整備を行う。（四haを受け持つ）
日　時　五月二二日（土）を初めとし、月に一～二回程度行う予定。
現地集合、詳細は別途お知らせします。

3　「南房総フォーラム」
企画　柴田実行委員
清澄山周辺の動植物、照葉樹林と東大演習林を観察する。
日　時　六月一二日（金）～一三日（日）
集合、解散、参加費など、詳細は別途お知らせします。

4 「上野村フォーラム」

企画　内山世話人代表

恒例になっています上野村フォーラムです。都市と山村むすぶ交流の場です。開催時期は遅くなりましたので、よろしくお願いします。

日　時　八月六日（金）～八日（日）

集合、解散、参加費など、詳細は別途お知らせします。

5 「日野雑木林フォーラム」

企画　雨宮世話人

東京、武蔵野の雑木林の名残の里山を訪ねる。

日　時　一一月二七日（土）

集合、解散、参加費など、詳細は別途お知らせします。

〈特別企画〉

九州の森林と農業の町づくりに成功した綾町と、有機農業と林業の町、村を訪ねる旅です。

日　時　九月二三日（木）～二六日（日）

コース（案）宮崎空港～綾町～諸塚町～椎葉村など

集合、解散、参加費など、詳細は別途お知らせします。

第17回総会のご案内

次の予定で国民森林会議の総会を開きますのでご参集下さい。別途・会員には案内を出します。

日時・一九九九年三月二〇日（土）午後一時から

場所・東京都文京区本郷　学士会分館

○記念講演（当日午後二時から）は、講師・大内会長です。

○総会終了後、希望者（会費・三、〇〇〇円）で懇親会（午後三時～）を開きます。



1998年度　決　　算

自1998年1月1日
至1998年12月31日

区分	項　　目	当初予算	決算額	予算残	備　　考
収入	通常会費	1,523,000	510,000	△1,013,000	
	購読会費	3,174,000	3,075,000	△99,000	
	賛助会費	500,000	0	△500,000	
	出版物収入	700,000	227,000	△473,000	
	その他	0	0	0	
	繰越	629,470	629,470	0	
	計	6,526,470	4,441,470	2,085,000	
支出	会報発行費	2,400,000	2,284,536	115,464	
	資料出版	800,000	0	800,000	
	物品費	50,000	0	50,000	
	通信費	250,000	96,202	153,798	
	人件費	0	0	0	
	事務所費	120,000	120,000	0	
	資料購入費	50,000	0	50,000	
	印刷費	100,000		100,000	
	総会費	250,000	237,200	12,800	
	評議員会費	150,000	184,165	△34,165	
	幹事会費	200,000	269,675	△69,675	
	調査・活動費	1,400,000	789,706	610,294	
	提言委員会	300,000	135,350	164,650	
	定点調査	50,000	0	50,000	
	公開講座	500,000	300,286	199,714	
	教育森林助成	300,000	262,320	37,680	10周年参加費
	調査予備費	250,000	91,750	158,250	奥多摩視察
	団体加盟費	50,000	80,000	△30,000	
	役務費		82,175	△82,175	
	小　計	5,820,000	4,143,659	1,676,341	
	予備費	706,470	0	706,470	
	計	6,526,470	4,143,659	2,382,811	
次年度繰り越し			297,811		
合　　計		6,526,470	4,441,470	2,085,000	

◇ 繰り越し内訳　　預金口座 161,656　　振替口座 69,580　　現金 66,575

上記のとおり相違ありません。　　1999年3月　日　　幹　事

1999年度　予　　算（案）

自1999年１月１日
至1999年12月31日

区分	項　　目	前年度予算	当年度予算	摘　　要
収入	通常会費	1,523,000	695,000	139
	購読会費	3,174,000	3,174,000	団体（12）、個人（47）
	賛助会費	500,000	500,000	団体助成金を含む
	出版物収入	700,000	0	
	その他		0	
	繰越	629,470	297,811	
	計	6,526,470	4,666,811	
支出	会報発行費	2,400,000	2,400,000	編集、印刷、発送費用
	資料出版	800,000	0	
	物品費	50,000	30,000	
	通信費	250,000	150,000	
	事務所費	120,000	120,000	
	資料購入費	50,000	30,000	
	印刷費	100,000	100,000	
	総会費	250,000	250,000	
	評議員会費	150,000	150,000	
	幹事会費	200,000	200,000	
	調査・活動費	1,400,000	1,000,000	
	提言委員会	300,000	200,000	
	定点調査	50,000	50,000	
	公開講座	500,000	500,000	
	教育森林助成	300,000	100,000	
	調査予備費	250,000	150,000	森林現地調査他
	団体加盟費	50,000	80,000	緑の団体協議会他
	小　計	5,820,000	4,510,000	
	予備費	706,470	156,811	
	計	6,526,470	4,666,811	

八ヶ岳自然と森の学校

一九九九年度の開講ご案内

主催　八ヶ岳自然と森の学校
　　国民森林会議
後援　長野営林局・長野県・茅野市・
　　茅野市教育委員会・茅野市観光連盟

八ヶ岳自然と森の学校も今年で一一周年となりました。今年も意欲的な新しいテーマを設定いたしました。できるだけ幅広くいろいろな講座を受講いただきたいと願っています。

いろいろなテーマで四季の森を訪ね、講師の先生の説明を聞き、自然とのふれあいを通して森の社会を学び、人と自然のかかわりを考えていきたいと思います。それぞれのコースへのご参加をお待ちしております。なお近年は参加者が増え、定員を超えるところもでて、申し込みをお断わりせざるを得ない場合もあることをご了承ください。

★八ヶ岳自然と森の学校のいろいろなコースに、何年かかっても、八～一〇回参加された方のなかで、適格と認められた人に、森のインタープリター（森の解説者）の資格が与えられます。今迄に四二名のインタープリターが誕生し、全国各地で活躍しています。インタープリターだけの研修会や集いなど特典もあります。

★参加される方の申し込み手続きなど

◎各コースの申し込み（34Pの書式参照）、問い合わせは、それぞれの連絡先（担当の山小屋）へご連絡下さい。

◎参加費用＝一泊二日で一二、〇〇〇円（宿泊費＝二食つき　教材、受講料、前納の保険料を含む。交通費は別）

◎申込書に申し込み金三、〇〇〇円を添えて、各連絡先に直接申し込んで下さい。申込金は保険料にあてますので、必ず生年月日、血液型をご記入下さい。

◎集合場所、時刻、詳しい内容はお申込み時にお知らせしますが、ほぼ午前一〇時ごろ最寄りの駅付近または現地集合の心づもりでご準備下さい。

◎定員は各コースとも二〇人で締め切らせていただきます。

◎なお、各コースとも軽い山歩きになりますので、当日は相応の服装、持ち物（雨具、防寒衣類、水筒、弁当、懐中電灯など）とルーペ（虫眼鏡）双眼鏡などお手持ちの観察用具、筆記用具をご用意下さい。昼食は各自負担となります。

《各コースの内容》

	期日（各コースとも土、日曜日）	テーマ及び講師	場所
①	4月3・4日	**アニマルトレックと雪洞を掘って遊ぼう** 講師　米川　正利 連絡先　〒391-0013　長野県茅野市宮川11318 ☎0266－72－3613　米川　正利	黒百合ヒュッテと黒百合平一帯
②	4月24・25日	**初歩的岩登りと雪上訓練** 講師　八ヶ岳山岳ガイド協会（諏訪遭難防止協会） 連絡先　〒391-0100　長野県諏訪郡原村5782 ☎0266－79－5494　田中　光彦	大河原ヒュッテと付近の森（ときんの岩）
③	5月8・9日	**山菜** 講師　阿部　義男（長野県植物研究会） 連絡先　〒392-0000　長野県諏訪市渋崎1722 ☎0266－58－7220　藤森　周二	美濃戸一帯と美濃戸山荘
④	5月15・16日	**星の観察会** 講師　岡橋　卓夫（星座研究会主任講師） 連絡先　〒391-0301　長野県茅野市北山4035 ☎0266－67－5100　嶋　義明	縞枯山荘
⑤	5月22・23日	**早春の山菜とバードウォッチング**（里山と亜高山帯の野鳥） 講師　大木　正夫（長野県林業大学校）　林　正敏（諏訪野鳥の会） 連絡先　〒391-0211　長野県茅野市湖東3094 ☎0266－76－2612　浦野　栄作	夏沢鉱泉とその一帯
⑥	5月22・23日	**森の生態と山菜** 講師　加々見　一郎（長野県植物研究会） 連絡先　〒408-0044　山梨県北巨摩郡小淵沢町8881 ☎0551－36－2251　竹内　敬一	編笠山と青年小屋
⑦	5月29・30日	**亜高山帯の花** 講師　今井　建樹（長野県植物研究会） 連絡先　〒391-0011　長野県茅野市玉川1400－829 ☎0266－74－2102　田中　敏夫	美濃戸高原ロッヂ
⑧	6月12・13日	**モモンガとヤマネの観察** 講師　鈴木　欣司（日本哺乳類学会） 連絡先　〒391-0011　長野県茅野市玉川2382－5 ☎0266－72－3260　原田　雅文	夏沢峠山彦荘
⑨	6月19・20日	**初夏の高山植物と八ヶ岳の地質・岩石** 講師　永沼　治　今井　建樹（長野県植物研究会） 連絡先　〒391-0211　長野県茅野市湖東3094 ☎0266－76－2612　浦野　栄作	硫黄岳山荘と硫黄岳付近

期　日（各コースとも土、日曜日）		テーマ及び講師　　場　所
⑩	6月26・27日	**山岳気象の天気図の読み方と書き方**　オーレン小屋付近とオーレン小屋 **・過去の遭難の時の天候の変わり方など** 講師　日本気象協会山岳予報官 連絡先　〒391-0213　長野県茅野市豊平2472 ☎0266－72－1279　小平　勇夫
⑪	6月26・27日	**高山の池と生物**　白駒池一帯と白駒荘 講師　磯部　吉章（東邦大学） 連絡先　〒391-0301　長野県茅野市北山芹ヶ沢 ☎0267－88－3865　辰野　広吉
⑫	7月3・4日	**盛夏の高山植物とバードウォッチング**　硫黄岳山荘とその付近 講師　林　正敏（諏訪野鳥の会）　今井　建樹（長野県植物研究会） 連絡先　〒391-0211　長野県茅野市湖東3094 ☎0266－76－2612　浦野　栄作
⑬	7月10・11日	**北八ヶ岳の高山植物と木工作り**　麦草峠一帯と麦草ヒュッテ 講師　大木　正夫（長野県林業大学校） 連絡先　〒391-0301　長野県茅野市北山8241 ☎0266－67－2990 又は 0266－78－2231　島立　博
⑭	7月24・25日	**夏の星座と星の写真の撮り方**　高見石小屋 講師　大蔵　満（長野市立博物館） 連絡先　〒253-0063　神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸2－27 ☎0467－87－0549　原田　茂
⑮	8月28・29日	**木の実**　美濃戸高原ロッヂ一帯 講師　今井　建樹（長野県植物研究会） 連絡先　〒391-0011　長野県茅野市玉川1400－829 ☎0266－74－2102　田中　敏夫
⑯	9月4・5日	**山岳写真とキノコ**　桜平一夏沢一天狗岳一硫黄岳 講師　近藤　辰郎（山岳写真家） 連絡先　〒391-0211　長野県茅野市湖東3094 ☎0266－76－2612　浦野　栄作
⑰	9月4・5日	**星の観察会**　縞枯山荘 講師　岡橋　卓夫（星座研究会主任講師） 連絡先　〒391-0301　長野県茅野市北山4035 ☎0266－67－5100　嶋　義明
⑱	9月11・12日	**初心者向け岩登りとザイルワーク**　黒百合平と黒百合ヒュッテ 講師　島田　良（八ヶ岳山岳ガイド協会） 連絡先　〒391-0013　長野県茅野市宮川11318 ☎0266－72－3613　米川　正利

	期　日 (各コースとも土、日曜日)	テーマ及び講師　　場　所
⑲	9月18・19日	**北八ヶ岳早期の紅葉と黒曜石の分布**　麦草峠一帯と麦草ヒュッテ 講師　大木　正夫（長野県林業大学校） 連絡先　〒391-0301　長野県茅野市北山8241 ☎0266－67－2990 又は 0266－78－2231　島立　博
⑳	9月18・19日	**キノコ・藪こぎ（ツガマツタケさがし）**　蓼科山一帯と蓼科山荘 講師　五味　一郎（日本菌学会） 連絡先　〒391-0013　長野県茅野市宮川11318 ☎0266－72－3613　米川　正利
㉑	9月25・26日	**紅葉と木の実とキノコ**　夏沢鉱泉とその一帯 講師　阿部　義男（長野県植物研究会）　永沼　治 連絡先　〒391-0211　長野県茅野市湖東3094 ☎0266－76－2612　浦野　栄作
㉒	10月2・3日	**星の観察会**　縞枯山荘 講師　岡橋　卓夫（星座研究会主任講師） 連絡先　〒391-0301　長野県茅野市北山4035 ☎0266－67－5100　嶋　義明
㉓	10月2・3日	**木の実と果実酒**　美濃戸一帯と美濃戸山荘 講師　阿部　義男（長野県植物研究会） 連絡先　〒392-0000　長野県諏訪市渋崎1722 ☎0266－58－7220　藤森　周二
㉔	10月16・17日	**亀甲池の不思議と北八ヶ岳の紅葉を撮る**　大河原峠一帯と大河原ヒュッテ 講師　新妻　喜永（山岳写真家） 連絡先　〒391-0100　長野県諏訪郡原村5782 ☎0266－79－5494　田中　光彦

《申し込み様式》

次の書式で参加コースごとに別用紙で連絡先にお送り下さい。

1999年自然と森の学校申込書

参加コース名
住所（郵便番号、電話番号を必ずご記入ください）
氏名、生年月日、血液型
これまでの参加年月日、コース名、その他連絡事項があれば

切り抜き森林・林政ジャーナル

〈新聞・この三カ月〉

11～1月

【産経】11月16日―水・林産物の合意断念

マレーシアのクアラルンプールで開かれていたアジア太平洋経済協力会議（APEC）の閣僚会議は、十五日夕閣僚共同声明を採択して、二日間の討議を終了した。声明は水産・林産物をめぐって難航した優先分野の貿易自由化について合意を断念し、水産、林産物の結論を含め二〇〇〇年からの世界貿易機関（WTO）の場での交渉にゆだねることで合意した。これにより日本は、当面は、「自主的自由化」の原則を貫き、「国内業界の保護」を勝ち取ったものの、自由化促進の流れに逆行したとの批判は免れない。

会議後、高村正彦外相は記者団に「二〇〇〇年からすぐに水産物、林産物の自由化をしなければならないということではない」と語り、この九分野の関税自由化問題について、九九年から欧州連合（EU）を含めたWTOの場で、取り組み方のレベルから再協議を始めることを明らかにした。一方、バーシエフスキー米通商代表は「日本を含めて九分野を一括してWTOに持っていけるのは、きわめて重要な成果だ」と述べ、今後も圧力をかけ続ける姿勢を示した。

声明は「九九年の合意を視野に入れて」と記述しているものの、日本側は欧州連合がアジア諸国以上に自国利益を主張するだけに、何らかの合意を得ることは困難であるとみている。また、今回の閣僚会議でも日本に引きずられた形で中国、タイ、フィリピンが医療機器、水産物、エネルギーなどの分野で関税引き下げ拒否を主張して、自由化の難しさを示した。

したがって九九年に九九分野で何らかの合意を得ないまま二〇〇〇年のWTOでの包括自由化交渉の場に持ち越され、再び米国と欧州の自由化推進派からの圧力にさらされることになる。

【日経】12月9日―個人住宅面積初めて狭まる

住宅金融公庫が八日発表した個人住宅規模調査によると、九七年度に住宅公庫から融資を受けた個人住宅の面積は全国で平均前年度より〇・六六㎡狭い一四四・〇七㎡となり調査開始以来初めて前回調査を下回った。景気悪化のあおりでできるだけおカネをかけずに家を建てる傾向が強まっているためと見られる。

地域別にみると、東北や北陸が広く首都圏が狭い傾向は例年と同じ。都道府県別で最も広かった山形県（一六四・三二㎡）と、最も狭く一三〇㎡を切った神奈川県（一二七・七二㎡）とでは三〇％近い格差が出た。

一戸当たりの建築総工事費（外構工事は除く）は〇・二八％上昇して二千六百十九万八千円となった。単価の高い三大都市圏はほぼ二千六百万円を超えている一方、一般に物価の安い南九州は二千万～二千二百万円程度だった。

【日農】12月10日―平地林を守ろう

平地林を守る運動を進めている埼玉県のJAいるま野は、職員による平地林の山掃きを始めた。堆肥にする落ち葉を集める作業で、運動の一環だ。「職員が武蔵野の自然や文化、平地林の意味を体験を通じて認識することが大切」と同JAは位置付ける。

職員約二十人は、農家のもとで下草刈り、くまでの使い方、カゴへの詰め方を実践。四回の講座をへて指導員補助となり、農家を手伝い、市民参加の運動をリードする。

同JA管内の平地林は、開発や相続税の影響で減っており、残る平地林を次代につなぐさまざまな取り組みが行われている。同JAは平地林の相続税猶予を求めて運動を展開中。三芳町が四年前に始めた市民参加の山掃きもその一つ。受け入れ農家も十一戸、八・六haになった。参加者からは「自分たちの山という気持ちが強まった」との声が上がるようになった。

【東京】12月12日―国有林改革に〝目安箱〟

財団法人「日本自然保護協会」（沼田真会長）は十一日、「リゾート開発につながる土地の売却や貸

し付けへの歯止め策を明記すべき」などとする意見書を中川昭一農相に提出した。これは、「国民の国有林」への転換を目指す林野庁が、今後の利用や保護の指針となる新たな「管理経営基本計画」を公告、意見を求めていることに対応したもの。国有林野事業の赤字一兆円を抱える林野庁は、負債解消を目指し、土地の売却などを利用方法に盛り込む考えで、提出した意見が今後、どう反映されるか注目される。

来年一月中旬に公告される計画案を縦覧すると、山の区分や伐採予定地などが一目でわかる。伐採計画に反対ならば、その意見を各営林局に提出することが可能になったわけ。「遅きに失した」との批判もあるが、ようやく国有林野事業の情報公開と住民参加へ大きく踏み出したことになる。

しかし、問題点も少なくない。林野庁は毎年、二百億円を返還する資金を捻出するために、「木材を売却する以外、農地造成したり、保健休養のために積極的に活用したい」（同庁）と説明する。言い換えれば、レクリエーション施設整備などのため今まで以上に国有林を売却したり貸し付けようということだ。

管理経営基本計画に対して、日本自然保護協会の意見書は「債務返済を目的とした国有林売却の推進は、公益的機能重視への転換と矛盾し、人里に近い自然林や里山が宅地開発やリゾート開発などの目的に、なし崩し的に売却されかねない」と厳しく指摘。

「森林と人との共生林」についても、「保健文化のための森林空間利用と、森林生態系の保全の自然維持林の区分けは必要」と提言した上で、「リゾート開発につながる施設整備への貸付けは行うべきではない。貸付け先の条件や開発への歯止め策を具体的に明記すべきだ」などと主張する。

【朝日】12月19日―着工済み大規模林道、中止

林野庁は十八日、所管の森林開発公団が建設している大規模林道、真室川・小国区間（山形県）の事業中止を決めた。この日開かれた学者らの再評価委員会の報告に沿ったもので、間伐など林業上の必要性の低下と自然保護のため。一九七三年に始められた大規模林道で着工済み区間が中止されたのは初めてだ。中止により約七十億円の予算が節約される。このほか、全国で二区間の工事休止を継続、一区間の計画を変更することにした。

朝日・小国区間は山形県中部の朝日町、白鷹町、長井市、小国町にまたがり、延長六十四・二キロ。総事業予算は百四十五億円で、七六年に着工し、九五年から工事を中断していた。周辺にはブナの天然林があり、クマタカの生息が確認されている。木材価格の低迷から林業経営が衰退し、間伐などの林道利用が計画時点に比べて大幅に減っている。このため、事業廃止を求める市民運動が広がっていた。

休止継続となったのは北海道の平取・えりも線の様似・えりも区間、福島県の飯豊・檜枝岐線の山都区間。計画変更は、富山県の朝日・魚津区間。林野庁は昨年末、閣議了解で大規模林道事業の見直しが打ち出されたのを受けて、学者、専門家ら五人からなる再評価委員会を九月に設け、十八日まで四回会合を重ねていた。

【日農】1月13日―農水、一三審議会を廃止

政府の中央省庁改革推進本部は十二日、二〇〇一年一月の省庁再編に伴う国の審議会の整理合理化案をまとめた。農水省関係では、米価審議会など十三審議会などが廃止にとなり、残るのは農政審議会など七つ。だが、廃止の審議会の「必要な機能」の存続は認められ、同省は廃止される審議会をすべて農政、林政、沿岸漁業等新興の三審議会の部会に移す方針だ。

太田誠一総務庁長官が発表した計画案の概要によると、全省庁で二百十一の審議会を百三十二削減して、将来的には七十九にする。同本部は自民党などと調整した上で、下旬に策定する「行政スリム化」大綱に同案を盛り込む。

農水省関係では、基本政策の企画立案を審議する農政、林政、沿岸漁業等振興の三つの審議会を存続。農林物資規格（ＪＡＳ）調査会など、不服審査・行政処分や基準作成など法律施行の事項を扱う四つの審議会・調査会も残す。

一方、個別政策ごとの米審、畜審、果樹審など十三審議会を廃止する。中央省庁改革基本法が、役所の「隠れみの」と批判される企画・立案に関する審議会の原則廃止を掲げており、農林水産関係も削減対象になった。

だが、廃止する審議会の「必要な機能」は残せる。米審など農政にかかわる審議会を農政審議会に統合、新たに「米価部会」などの部会の衣替えする方針。林政、水産行政の審議会も同じ扱いにする。

中央森林審議会は、林政審議会に移行する方針。

【読売】1月16日―縄文最大の加工木材

東京都東村山市多摩湖町の下宅部（しもやけべ）遺跡で十六日までに、長さ約六・六m、直系約八十cmに達する縄文時代後期後半（約二千五百年―三千年前）の加工木材をはじめ、数百点に上る材が出土した。これまで青森市の三内丸山遺跡などで直系約一mの柱材が出土した例はあるが、いずれも柱根だけで、全体が残存しているものとしては、今回発見されたものが全国最大。巨大なモニュメントの部材として使用されたとの見方もあり、法隆寺や東大寺など巨大木造建築に代表される日本の木の文化の原点が、大陸からの影響ではなく、縄文文化にあったことを端的に物語る極めて重要な資料として、注目を集めそうだ。

発掘調査を行っている下宅部遺跡調査団（団長・戸沢充則明治大学長）によると、巨大木材が出土したのは、約二万㎡に及ぶ発掘区の東端。幅推定約十mの河川跡に構築された水場の木組みに転用された状態で見つかった。材質はケヤキ。両端の約一mがそれぞれ先端に近くなるにしたがって徐々に細く削り込まれているのが特徴で、上面はほぼ平らに整形されていた。

この木材の用途について、古代の木製品に詳しい山田昌久・東京都立大助教授（考古学）は「加工の仕方が特徴的で、巨大なモニュメントの部材であった可能性が高い。例えば神社の鳥居のように門柱の上に横に渡したのではないか」と指摘する。一方で、奈良国立文化財研究所の浅川滋男主任研究官（建築史）のように、「柱に載る部分を細くすると、折れてしまいやすく、建築の梁とは考えにくい」とする反論もあるが、縄文巨大建築の横架材とすれば、初めての発見だけに、今後の詳細な検討が待たれる。

【日農】1月21日―農閑期活用し炭焼き

北海道渡島管内森町の駒ヶ岳すそ野では、農閑期を中心とした木炭の製造が盛んに行われている。副産物の木酢液も有機野菜農家からの需要が多い。同地区は、明治の初期から木炭の製造が行われ、現在でも、十五戸が二十一基の窯を持っている。同町の森木炭生産組合は、一九七一年から、林業構造改善事業などの導入で、近代的な施設整備を行い、年間千トンの木炭を製造し、北海道の主産地に数えられている。

「駒ヶ岳木炭」は、火山灰のやせ地で育った樹齢二十五年のナラやイタヤの原木を使い、堅くて煙が少ないことから人気が高く、通年生産している。

販売先は、十五kg詰め紙袋で、札幌を中心に出荷。主にレジャーなどに用いられている。

【日農】2月5日―山村振興へ三省庁連携

国土庁・林野庁・自治省でつくる森林・山村検討会は四日、森林保全・森林機能維持対策を通じた山村地域振興に三省庁が連携して取り組む来年度の森林・山村対策を発表した。地方財政措置や国庫補助などを合わせて総額は三千三百四十三億円で、前年度を一%下回った。地球温暖化防止のための森林造成の推進や畜産・林産廃棄物の活用などの新規事業も盛り込んだ。

森林・山村検討会は、三省庁連携で総合的な森林・山村対策を進めるため、一九九三年度から①林道の整備②公有林化③自治体による森林の適正な管理④森林整備のための担い手対策⑤定住条件の向上に向けた集落整備対策―などの事業を各省庁で具体化し、行ってきた。林野庁の新規事業では、地球温暖化防止のため、樹木がない地域での造林を支援する「無立木地等森林緊急造成事業」や、流域を単位に伐採・搬出業者など素材生産業者の組織化を推進する「流域素材生産体制整備事業」を盛り込んだ。

国土庁は、畜産・林産廃棄物の資源化や風力発電など自然エネルギーの活用、森林作業体験などの交流を推進する「山村地域環境機能向上実験モデル事業」に新たに取り組む。

【秋田魁】1月5日―農政・林務部を統合

県は四日、大幅な部局再編や職員数の縮減などを盛り込んだ行政改革大綱の骨子案を発表した。知事部局の再編では十二年度から農政部と林務部を統合して「農林・水産部」とし、現行の八部一局を七部一局体制にする。また、職員数を今後十二年間で一五%縮減、現行の四千八百人から四千百人にする方針も示した。このほか透明性の高い行政推進、第三セクターの効率的運営など、県政全般にわたる見直し策を提示、十一年度から三年間を推進期間として集中的に改革に取り組む。

150720

アトランダム雑誌切抜き

1月～2月

◆森林と魚／吉崎清（大日本水産会専務理事）

平成七年の漁業生産は一億二〇〇〇万トン、うち九〇〇〇万トンが海洋。二〇〇海里問題による遠洋漁業の縮小や周辺漁場の資源減少によって漁獲量は下降、作り育てる漁業が重要になってきた。そうした漁業環境の整備の一つとして植林がブームになっている。昭和二九年には五万四〇〇〇haあった魚付き保安林は、現在は二万八〇〇〇ha、保安林の〇・四%に減少。

魚付き保安林の効用については、昭和一〇年代から論争があるが、「定置網の敷設には山を見よ」という諺があるように、漁民は森林の効用を長い経験や伝承的に知っている。

北海道漁婦連は創立三〇年を記念し「一〇〇年かけて一〇〇年前の浜を」と、一〇年で三六万本を植えた。宮城県の「牡蠣の森を慕う会」は、六三年から七年で一万二〇〇〇本植え、このことを記録した「森は海の恋人」は中学三年生の国語の教科書に載った。平成一〇年全漁連と渚環境美化推進機構が開いた「全国漁民の森サミット」では、一道二一県から三七の事例が報告された。

森林と海の関係については、科学的に立証されていないが、数多くの事例から、豊かな森林が豊かな海を作り出していることに異論はない。そのために植樹が有効と信じて植え続けたい。（『グリーンエージ』1月号・日本緑化センター）

◆インドの森林環境政策をみる／田中茂（元岩手大学農学部教授）

独立五〇年目のインドを訪れた。インドは森林面積七〇〇〇万ha（樹冠密度10%以下の疎林六〇五万haを含む）、森林率一九・五%。独立直後の四〇%から、三〇年で半減した。食糧自給のための農地拡大によるものだった。このため、洪水や干ばつの頻発、表土の流失（七二年の六〇億トンが倍増）、ダムの耐用年数も三〇～四〇%に。

五一～七九年まで人工林は三七九万ha増えたが、その四三%が産業用造林だった。六一年五万㎥だった広葉樹パルプは七〇年には三四万㎥に拡大した。

インドでは、第五次五か年計画（75～79年）では社会林業を目指し、第六次計画（80～85年）では生態系の維持・保全、燃料・飼料等家庭の需要、村落と小規模工業需要に応えるものを目指す。社会林業は小規模であるが、地域の自然条件に適合した低コストのアグロフォレストリー、住民参加による住民のための林業政策を目指す。

七七年の憲法改正で森林は中央政府の所管になり、八〇年森林保全法によって保安林解除には中央政府の事前承認、森林の林地以外の転用の厳しい制限、八五年には環境森林省が発足、八八年には全国森林政策決議により環境保全にシフト、森林率を三分一に、丘陵地や山では三分二にする目標を掲げた。

八〇年代では森林消失は自然林では三三九万ha、この間の造林は一四一万ha。しかし八九～九五年東北部では一〇万haの森林が減少している。世界銀行・米・加・スウェーデンなどが九〇〇億円の資金援助、日本も海外経済協力基金（OECF）から七件六五二億円の融資。住民参加型植林活動へ分収育林方式で成果を上げている。（『グリーンエージ』1月号・日本緑化センター／以降3回連載）

◆CO_2と森林／藤森隆郎（森林総合研究所森林管理部長）

1月号から連載開始。1月号では、森林の「炭素固定機能」を解説。2月号では、森林の「気候変動緩和」機能を解説。ここでは、「森林の生産と蓄積を高めながら木材を収穫して、その木材を大切に長く利用していく方法。これは林業の振興と炭素貯留の増大を結びつけるもの」と指摘。①森林の炭素貯留の維持増大を図ること、森林の減少と劣化を防ぐこと、②森林の炭素貯留を高める。そのために、森林に経済価値をもたせ住民に森林を守る意識を起こさせ熱帯地域での造林を進め、わが国では長伐期とする、③化石エネルギーの代替え効果を図る。バイオマス

エネルギー発生で放出したCO_2は、跡地の森林の成長により吸収。同量の木材に比べ、コンクリートは三・五倍、鉄一九一倍、アルミ七九一倍のCO_2を放出。旧薪炭林を利用した発電でエネルギー供給も。(『グリーン・パワー』1月号・森林文化協会)

◆特集　地球温暖化への対応

「地球規模の気候変動」(櫃間道夫・気象庁観測部長)が温暖化の仕組み、将来の見通し、森林の果たす役割を解説。

「地球温暖化防止に向けた世界の動向とわが国の対応」(井上幹博・林野庁研究普及課)が、国際的な協議、条約採択から京都会議までの流れにふれ、森林のCO_2吸収力の算定からいえば、わが国の排出量三億三四〇〇万トン、の〇・三%、一〇〇万トンが九〇年以降植林された森林で吸収されている。しかし、新規造林・再植林・森林減少などの定義は未定で、二〇〇〇年後半の条約締約国会議で決まることになった。日本政府が昨年六月に決めた「地球温暖化対策推進大綱」では、「二〇一〇年の森林の純吸収量は三・七%ていど」としている。見掛けの上だけの吸収量に踊らされて、真に地球温暖化対策となる手法をへの対応をおろそかにしてはならない。

「ブエノスアイレス会議速報」(赤堀聡之・林野庁研究普及課)

「CO_2問題と森林・林業・林産業の研究展開」(堀田庸・森林総合研究所研究管理官)は、森林の持つ炭素循環機能を精度高く評価できる段階にない。①森林のバイオマスから推定される炭素貯留量は一一～一四億トン。最近の五年では、年二三〇〇万トン～二六〇〇万トン。バイオマス成長量は一〇～二九トン/年ha、酸性雨モニタリングでは三トン/年ha。林野庁の森林資源モニタリング調査事業と連携が必要。②土壌中のCO_2は粘土質と結合して貯留、地上部の二倍のCO_2が貯留して、五二億トンとも見られるがこれは未評価だ。地域・地質・母材・地形・樹種など層化して調査が必要。③森林生態系としてのCO_2収支は、幹・枝・根系などの吸収データが不足。④再生可能な資源としての木材活用。木質資源の多段階利用による炭素貯留。バイオマスエネルギーの利用。⑤地球規模での国際的研究の推進、を提起。

「木質バイオマスの利用によるCO_2の削減策とその社会的効果」(児島健一郎・木質バイオマス利用研究会)は、化石燃料の削減と省エネの双方を追求する立場から、スウェーデンのバイオマスによるエネルギー供給が一五%(97年)に達しているが、税制など政府の優遇措置によって伸びた。(『林業技術』1月号・日本林業技術協会)

◆特集　地球温暖化と林木育種

「地球温暖化防止と林木の育種」(日比野義光・林野庁研究普及課)温暖化防止に森林の果たす役割を強調、平成一一年から成長が早く且つ材の密度の濃いものの育種に林木育種センターで取り組む。

「二酸化炭素問題への林木育種の貢献」(山本千秋・森林総合研究所)地球温暖化問題で、わが国の森林分野がとり得る最善の方策は、林業と林産業を活性化し、活力ある中山間地域を復興することに尽きる。初代精英樹だけでも、材積二～三割増は期待できる。炭素固定量三割程度向上できる見積は過大ではない。人工林の半分がこうした育種種苗で置き替えられれば、〇・六億トンCが吸収されよう。

ほかに、「森林維持・緑の環境の創造への取り組み」(中道正・林木育種センター)、「地球温暖化に対する林木育種の役割」(田島正啓・林木育種センター)、「森林の再評価」(柴田勝・王子製紙森林資源研究所)など掲載。(『林木の育種』1月号・林木育種協会)

◆森林管理が環境に配慮したものである証しとして第三者による認証を(インタビューに答える人・速水亨)

先進国の環境に敏感な消費者が、環境的に適切な扱いを受けた森林から生産された木材を選択的に使おうという動きを見せ、それに危機感を抱いた森林関係者が、「自分たちの森林管理が、環境に配慮したものである」という証しとして、ISO(国際標準化機構)やFSC(森林管理協議会)などの国際的民間認証の動きとなった。FSCの認証を受けた森林から生産された木材・木製品には、FSCのロゴマークの入ったラベルが貼られる。

ISOは、認証のための手引きをつくるため、九七年にカナダのトロントで初会合をもち、九八年にフィンランドで二回目の会議があって私が出席した。

経営方針に環境改善に寄与する方針を取り入れ、それを実行して経営の責任者がその効果に責任を持つシステムを作っているか——を判断する。森林管理では、伐採・希少生物・広葉樹の管理・持続的経営のための伐採量・土壌・流水・

水質汚濁・景観・二酸化炭素の固定・生物多様性・森林被害について記録化する。自分たちが自然環境に直接影響を与える立場――というのが原点にある。

アメリカのSCSの認証組織であるFSCの担当者に山を見てもらったら、公共林道のコンクリートU字溝が「小動物が上がれない」という指摘を受けた。台風で枯れた木を林外に運び出しているのを見て「病害虫の被害が出ないなら放置したほうが生物の多様性にも貢献、低コストにもなる」という。低コストは持続的経営にとっても大切という観点だ。

第三者の認証は、森林を一般の人に理解してもらう大きな武器になる。従業員も乗り気で、「エコガソリンを使用しよう」という提案もあった。(『現代林業』2月号・全国林業改良普及協会)

◆木のなんでも相談室一〇年の歩み／筒本卓造(日本木材総合情報センター)

日本木材総合情報センターの「木のなんでも相談室」が新木場のウッディランドの一角に開設されて一〇年がたった。

年間約一八〇〇件、今まで一万七〇〇〇件の相談があった。利用は、官公庁一八%・団体学校二三%・企業二九%・一般二六%・報道五%。保有の図書は七五〇冊、雑誌二二種、新聞六種、ビデオ七〇巻、標本は木材・六〇〇点、建材など一〇〇点に達する。技術情報などデーターベース化したものは一万点。質問の多かったのは「木材の樹種と特性」「薬剤処理をしない木材など環境問題」「木造住宅の居住性・耐久力・価格」などだった。「建築費のなかで木材の占めるのは一五%」に驚く人も多く、中には「木造住宅は環境破壊」という誤解をもった質問もあって森林・木材への正しい理解を深める活動の大切さが分かる。(『木材工業』2月号・日本木材加工技術協会)

◆東北タイでの植林活動／山田寛和(海外青年協力隊)

四〇年前のタイは国土の六〇%が森林だった。人口増加による農地の拡大と木材伐採で、森林率は二三%に。一九九二年から東北部森林回復のプロジェクト方式による技術協力が始まり、九七年に終了した。

ウドタニン県の苗畑センターと各苗畑に一人ずつの協力隊員が配置された。任期二年の間に実効ある活動をするには、JICAの専門家と協力することが大切と考えた。熱帯林造林技術・タイ林政などプロジェクトから多くの情報を得た。そうしたなかで、各苗畑の情報が交流されていなく、技術を高め蓄積する必要性を感じた。すでにやられていた植栽されたされた苗木の追跡調査の際、初期成長や樹種による土地に対する特性など調べる統一様式を考え調査した。そうした活動から、造林の手順を示した色刷りのポスターや造林技術・世界の森林の現状などのハンドブックを作って、現地の人からも喜ばれた。(『クロスロード』2月号・国際協力事業団青年海外協力隊事務局)

◆特集　教えて!森の一世紀

「森とニッポン一〇〇年間――時代にもまれてきた国有林」「森にとっての一〇〇年間――ブナが子供を残すチャンス」「森と動物の一〇〇年間――山を上ったニホンジカ」「森と暮らす一〇〇年間――集落の生命線である水を恵む森」「森と市民の一〇〇年間――じんわりと広げたい裾野の声」と林政審答申を受けて法律が改正されたことをきっかけに、森林・林業問題を幅広く一四ページで特集。「これからの一〇〇年のために」として三項目七点を提言。1、国有林の公益的重視と赤字解消の矛盾、①国有林売却の歯止め、②リゾート開発につながる施設整備に国有林を貸付すべきでない、③合理化による公益的機能の低下防止。2、森林生態系の保護制度充実、①自然維持林を機能類型区分に残す、②保護林の拡充で具体的施策示せ、③機能類型区分を使って保護地域制度を再構築。3、基本計画の点検・見直しにNGOの意見を反映させる実効示せ。まとめでは「これからが新しい歴史の始まりと考えて、一人ひとりが日本の森と向き合っていきたい」と結んでいる。(『自然保護』1・2月号・日本自然保護協会)

◆国民参加の森林づくりを振り返る―緑と水の森林基金創設10年

21世紀の森林づくり委員会が「21世紀へ国民参加の森林づくり」を中曽根首相に提言したのが昭和六一年三月。六三年から一〇年で二〇〇億円の基金募集が始まった。目標の平成四年では一七七億円、平成九年で一八一億円に達した。総事業は一七五三件、三七億円。事業の内訳は、普及啓発54・7%、調査研究16%、基盤整備24・3%、国際交流3%、事業諸費2%。(『ぐりーん　もあ』冬・国土緑化推進機構)

伸びた〝地球環境予算〟中身の検証が必要

○…平成一一年度の予算は、参議院での審議が始まり、年度内成立というスピード審議ぶりですが、〝不況脱出論議〟に目が集中して忘れられたようなのが環境問題。そこで、例年環境庁が、各省庁の予算から地球環境関連予算をとりだして公表していますが、その主要点を紹介して環境問題を考えてみました。

左の数値は、環境庁がまとめた予算の動向です。内容別の主なものは、次のようになっています。

〈観測・監視・調査研究〉

地球変動に関する観測監視の推進（科技庁）　四五六億円

地球環境科学分野の研究体制の整備・充実（文部省）　二一五億円

〈技術開発・普及〉

住宅用太陽光発電導入基盤整備事業補助金（通産省）　一六〇億円

新エネルギー開発研究の推進（文部省）　一二二億円

〈環境協力の推進〉

国際エネルギー使用合理化等対策事業補助金（通産省）　一三一億円

〈環境配慮〉

温暖化防止森林・緑・国民参加促進事業（農林水産省）　〇・七億円

〈国内の持続可能な社会実現に向けた取組〉

建築物における総合的な地球温暖化対策（建設省）　一九億円

クリーンエネルギー自動車普及事業（通産省）　一〇〇億円

○…これでみると、左の表では分からない細部が、予算の配分では大分明らかになっています。重要な部分にはかなり予算が割かれていることが分かりますし、「そう〝硬直的〟でもないな」という感じすら受けます。しかし、「主な予算案」で項目のあげられたのは、二五項目で、原子力発電など従来からの研究開発予算は、ここにはリストアップされていません。その金額は約五〇〇〇億円、地球環境予算の七八％にも達しますから、国民の視点からの検証がもっと必要でしょう。

○…地球温暖化対策に乗って、林野庁予算のトップは「地球温暖化対策の推進」でした。

無立木地等森林緊急造成事業に二〇億円、温暖化防止のための森林資源モニタリング調査二・五億円、CO_2固定促進育種事業化プロジェクトに〇・一億円、木材の有効利用を図るため、木材サッシへの代替えや長期使用の防腐加工など促進に五・七億円、バイオマスエネルギー利用技術開発に〇・九億円など新規事業を盛り込んだほか、間伐材搬出利用促進対策（昨年の六八・七億円を七五・七億円に拡充）するなどに予算を付けました。

予算説明のあちこちに「環境・温暖化防止」の言葉がちりばめられていますが、これも現地での検証が必要でしょう。　（三Q）

地球環境予算（環境庁調べより）

単位：億円　（　）は前年度比
四捨五入のため計と一致しない

○内容別内訳	計6,433（106　）
国際的枠組み作り	79（103%）
観測・監視・調査研究	1,188（100　）
技術開発普及	4,345（102　）
環境協力の推進	255（115　）
環境配慮	7（631　）
国内の持続可能社会実現の取組	558（173　）
○対策的別主要内訳	計6,433（106　）
地球温暖化対策	5,191（105%）
酸性雨対策	70（102　）
開発途上国の環境対策	56（106　）
オゾン層破壊対策	39（107　）
海洋環境劣化対策	33（107　）
国際的に価値の高い環境保護対策	31（111　）
生物多様性の減少対策	18（ 93　）
森林の減少・劣化対策	17（ 87　）
砂漠化対策	14（106　）
有害廃棄物の越境移動対策	0.4（107　）
○目的別内訳	計6,433（106　）
地球環境保全関係一般経費	1,182（105%）
衛星等研究開発関係経費	562（100　）
エネルギー対策関係経費	4,690（107　）
○省庁別内訳	計6,433（106　）
科学技術庁	3,299（100%）
通産省	2,143（113　）
文部省	421（ 94　）
環境庁	178（129　）
農林水産省	98（122　）
運輸省	98（ 96　）
建設省	60（1704　）
外務省	52（104　）
厚生省	41（329　）
郵政省	28（116　）
大蔵省	20（ 49　）

森林の未来を憂えて

――国民森林会議設立趣意書――

日本の風景の象徴である松林が枯れつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおざりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまことに暗いといわねばなりません。

このような現実を見すごしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られていると思います。

一、二一世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどのように活力を与え、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかわる人びとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びとと、都市に住む人たちとはどのように手をにぎり合えるでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができるでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようにかかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同とご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊　国民と森林

1999年春季号
第68号

■発　行　1999年3月1日
■発行責任者　大内　力
■発行所　国民森林会議
東京都港区赤坂1-9-13
TEL03（3583）2357
振替口座00120-0-70096
■定　価　1,000円（〒共）
（年額 3,000円）